

令和 5 年 11 月 30 日

文教厚生常任委員会

委員長 綾城 美佳 様

文教厚生常任委員 綾城 美佳

文教厚生常任委員会行政視察報告書

下記の日程で行政視察を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

記

1. 視察期日及び視察先

令和 5 年 11 月 13 日（月）

社会福祉法人 太陽の家

「障害者就労支援について」

大分県 別府市

「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例について（ともに生きる条例）」

NPO 法人 自立支援センターおおいた

「障がい者自立支援部門、訪問介護事業、別府・大分バリアフリースペースセンターについて

（主に障がい者自立支援部門、別府・大分バリアフリースペースセンターについて）」

令和 5 年 11 月 14 日（火）

大分県 豊後高田市

「子育て支援について」

2. 視察参加名簿

委員長 綾城 美佳

副委員長 米弥 又由

委員 林 哲也

委員 岩藤 睦子

委員 中平 裕二

委員 江原 健二

委員 ひさなが 信也

以上 7 名

3. 視察報告・所感 別紙

(別紙)

視察先	大分県 別府市			
視察日時	令和 5 年 11 月 13 日（月） 10：00～12：00			
視察項目	障害者施策について			
対応部署名	社会福祉法人 太陽の家			
自治体概要	総人口（令和4年3月末日）	112,655 人	面 積	125.34 ㎞ ²
	男性人口（令和4年3月末日）	51,675 人		
	女性人口（令和4年3月末日）	60,980 人		
	別府市には、別府八湯と呼ばれる 8 つの温泉エリアが点在し、毎分約 10 万 2 千リットルを湧出する温泉は、観光、産業などに幅広く活用され、古くから日本を代表する温泉地として賑わっており、令和 4 年 10 月発表の宿泊観光客は 118 万 2586 人となっている。			
	一方で別府市は、福祉のまちづくりでも有名であり、2014 年にともに生きる条例を施行し、合理的配慮の促進などに取り組んでいます。			
また、今回の視察先である「社会福祉法人 太陽の家」は、1965 年に医学博士中村裕氏によって福祉工場として設立されましたが、「No Charity, but a Chance！」（保護より機会を）、「世に身心障害者はあっても仕事に障害はあり得ない」の理念の下、三菱商事、デンソーなど日本を代表する大企業と提携して共同出資会社をつくり、現在に至るまで多くの障害者を雇用しています。従って、別府市に障害者が多いのは、この「太陽の家」の存在が関係しています。				
また、中村氏の働きかけがあり、別府市では、国から身体障害者福祉モデル都市の指定を受け、国・県の補助金を使い、歩道の段差解消、音響式信号機の設置、リフトバスの購入などを行ないました。さらに、住みよい福祉のまちづくりの指定も受け、国・県の補助金を活用し障害者用トイレ・点字誘導ブロック・音響式信号機の設置などを行っています。				
視察内容				
視察では、太陽の家の歴史の紹介、太陽ミュージアムの見学、三菱商事太陽株式会社の視察、山下理事長ほか関係者の皆さんとの意見交換を行いました。				
太陽の家は、「障がいのある人が取り残されることのない社会」のもと、創設者中村裕のチャレンジ精神を引き継ぎながら、障がいのある人の仕事や生活をサポートしています。創設以来、障がいのある人の働く場づくりに取り組み、多くの人が自分の能力を発揮して働いています。たとえどんなに重度の障がいがあっても、ありのまま受け入れられる社会を目指しています。障がいのある人に就労の機会を提供するという活動を行なってきましたが、今年の 10 月で太陽の家も 58 周年を迎えます。関連企業などのグループ全体で 1800 人くらいの人員体制であり、このうち障がいのある人が 1100 人います。社員や施設入所者、サービスを受けている障がい者全ていれて、1100 人となります。				
太陽の家の特徴は 3 つあり、1 つ目は就労支援・大企業と連携して就労の機会をつくっていること。2 つ目は太陽の家はパラスポーツの発祥の地と言われている。3 つ目は、地域と一緒にいる。地域と一緒にいてまちづくりをしているということが特徴です。				
「理念」				
太陽の家は障がいのある人が働き、生活する施設であり、地域社会の一住民として普通に暮らしています。1965 年の創立以来、障がいのある人の働く場づくりに取り組み、多くの人が社会復帰しています。たとえ身体に障がいがあっても働く能力は関係なく、太陽の家では、仕事や生活の場においてユニバーサルな環境づくりに努めています。				
また、日常生活で常に介助を必要とする重度の障がいのある人も地域と交流を深めながら生活を楽しんでいます。障がいのある人にとっての太陽でありたい、それが太陽の家の願いです。				
「太陽の家 事業概要」				
・施設入所支援				
・就労移行支援				
・就労定着支援				
・就労継続支援 A 型				

- ・就労継続支援 B 型

- ・障害者支援施設ゆたか

- ・障害者相談支援センターたいよう

(別府市から委託。別府市基幹相談支援センター)

- ・障がい者就業・生活支援センターたいよう

(労働局と国から委託をうけ、障がいのある人を対象に、就業と生活に関する助言、就業準備、訓練の斡旋などを一体的に行う。)

- ・多目的ホール

- ・会議室

- ・体育館、トレーニングルーム

- ・福祉ホーム亀川ハイツ

(障害者手帳を持っている方にバリアフリーの居室を提供。)

- ・健康サポートセンターたいよう

(専門の職員が、相談、評価、教育、運動の 4 つを柱としたサービスを提供)

共同出資会社

- ・別府市

オムロン太陽株式会社

三菱商事太陽株式会社

富士通エフサス太陽株式会社

- ・日出町

ソニー・太陽株式会社

ホンダ太陽株式会社

- ・愛知県蒲郡市

デンソー太陽株式会社

- ・京都市

オムロン京都太陽株式会社

協力企業

- ・就労訓練のために、さまざまな仕事を提供していただいている企業

- ・株式会社電子印刷センター

- ・株式会社大分銀行

- ・株式会社トキハインダストリー

- ・株式会社 HEXEL WORK

- ・株式会社安川電機

- ・株式会社 ADE

・愛知県蒲郡市や京都市にも太陽の家があり、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、就労定着支援等々の支援機関があります。

・また、大分県日出町にある障害者支援施設ゆうわでは、日常生活で常時介護を必要とする重度の障がいのある人を対象として、地域に住む障がいのある人のためのサービスを行っています。入所施設のほかにも、デイサービスやショートステイ、福祉ハイツの提供、市から委託の基幹相談支援センターを実施しています。

「太陽の家の歩み」

1965 年(昭和 40 年)

- ・ 10 月 「太陽の家」開所

1966 年(昭和 41 年)

- ・ 4 月 身体障害者授産施設開所

1971 年(昭和 46 年)

- ・ 4 月 本館 (6 階建) 落成

- ・ 6 月 重度身体障害者授産施設開所

1972 年(昭和 47 年)

- ・ 2 月 オムロン太陽株式会社 設立
- ・ 4 月 身体障害者福祉工場開設
- 1975 年(昭和 50 年)
- ・ 6 月 第 1 回フェスピック大会（極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会）開催（大分県）
- 1977 年(昭和 52 年)12 月
- ・ スーパーマーケット「サンストア」開店
- 1978 年(昭和 53 年)
- ・ 2 月 ソニー・太陽株式会社 設立
- 1979 年(昭和 54 年)
- ・ 4 月 身体障害者職能開発センター落成
- 1980 年(昭和 55 年)
- ・ 7 月 大分銀行太陽の家支店開設
- 1981 年(昭和 56 年)
- ・ 3 月 コミュニティセンター落成
- ・ 4 月 重度身体障害者更生援護施設「ゆたか寮」開所
- ・ 9 月 ホンダ太陽株式会社 設立
- ・ 10 月 第 1 回国際身体障害者技能競技大会（アビリンピック）開催（東京）
- ・ 11 月 第 1 回大分国際車いすマラソン大会
- 1983 年(昭和 58 年)12 月
- ・ 三菱商事太陽株式会社 設立
- 1984 年(昭和 59 年)
- ・ 3 月 デンソー太陽株式会社 設立
- ・ 4 月 愛知太陽の家開所
- 第 1 回身体障害者レジャー・レクリエーション・スポーツ大会(レスポ)開催（愛知県）
- ・ 7 月 創設者中村裕博士逝去(57 才)（23 日）
- 1985 年(昭和 60 年)
- ・ 3 月 オムロン京都太陽株式会社 設立
- 1986 年(昭和 61 年)
- ・ 4 月 京都太陽の家開所
- 1988 年(昭和 63 年)4 月
- ・ 身体障害者療護施設「ゆうわ」開所
- ・ 6 月 身体障害者福祉ホーム「大神（おおが）ハイツ」開所
- 1991 年(平成 3 年)
- ・ 9 月 身体障害者通所（つうしょ）授産施設開所
- 1992 年(平成 4 年)
- ・ 7 月 ホンダアールアンドデー太陽株式会社 設立
- 1993 年(平成 5 年)
- ・ 5 月 身体障害者通所（つうしょ）授産施設分場（ぶんじょう）開所
- 1995 年(平成 7 年)
- ・ 7 月 富士通エフサス太陽株式会社 設立
- 1996 年(平成 8 年)
- ・ 10 月「太陽の湯」改築
- 1997 年(平成 9 年)
- ・ 3 月 サンストア移転・新築・オープン
- ・ 12 月 サン・コミュニティ・大神（おおが）内（ない）に「サンプラザ」落成
- 1999 年(平成 11 年)
- ・ 4 月 身体障害者療護施設「ゆうわ」定員 50 名から 80 名に増員
- ・ デイサービスセンター「ゆうわ」開所
- 2000 年(平成 12 年)
- ・ 10 月 「太陽の家歴史資料館」開設
- ・ 11 月 別府本部、国際規格 ISO14001 認証取得
- 2001 年(平成 13 年)
- ・ 4 月 愛知太陽の家ホームページ開設

2002年(平成14年)

- ・4月 太陽の家公式ホームページ開設

2004年(平成16年)

- ・4月 授産場、重度授産場を廃止し、第一授産センター、第二授産センター、第三授産センターに再編成、太陽の家障害者生活支援センター開所
- ・6月 別府本部で第一期社会復帰特別コースが開講

2005年(平成17年)

- ・1月 ホームヘルプセンターゆうわ開所
- ・2月 ケアプランサービスセンターゆうわ開所
- ・3月 簡易住宅「太陽住宅」、雇用・能力開発機構より購入
- ・4月 身体障害者通所授産施設、定員50名から60名に増員（相互利用15名から20名に増員）
- ・9月 障害者相談支援センターたいよう開所

2007年(平成19年)

- ・10月 亀川サンクリニック開院

2009年(平成21年)

- ・10月 スワンカフェ&ベーカリー太陽の家開店

2010年(平成22年)

- ・4月 障がい者就業・生活支援センターたいよう開所
- ・6月 福祉工場移転(第1作業棟4F)

2011年(平成23年)

- ・8月 サンストア移転、新店舗オープン
- ・10月 新本館完成(7階建て)

2012年(平成24年)

- ・3月 小規模多機能型居宅介護事業所「サンハウス大手町」開所
- ・4月 サービス付高齢者向け住宅「サンガーデン大手町」開所
- ・特別養護老人ホーム太陽の家広寿苑開所
- ・ホームヘルプセンターたいよう、ケアプランセンターたいよう開所

2013年(平成25年)

- ・7月 カフェサービス科「あおぞらかふえ」オープン
- ・10月 大分県障害者福祉サービス事業所共同受注事務局設置

2014年(平成26年)

- ・1月 大分ロボケアセンター株式会社開所

2015年(平成27年)

- ・10月 太陽の家創立50周年記念式典
- ・天皇皇后両陛下ご臨席

2018年(平成29年)

- ・4月 チャレンジたいよう別府開所
- ・太陽の家愛知就労支援センター開所
- ・愛知日中生活介護事業「そら」開所

2019年(平成30年)

- ・4月 健康サポートセンターたいよう開設

2020年(平成31年)

- ・4月 福祉ホーム亀川ハイツ開所
- ・株式会社ADE設立

2020年(令和元年)

- ・7月 太陽ミュージアム ～No Charity, but a Chance!～ オープン

2021年7月

東京2020パラリンピック別府市聖火採火式、大分県集火、出立式、蒲郡市採火式開催

2021年9月

株式会社安川電気別府分室開所

「太陽の家 創業者 故 中村博士について」

中村裕（ゆたか）博士は大分県別府市に生まれ、1951年九州大学医学専門部を卒業後 同大学の整

形外科医局に入局しております。故天児民和名誉教授の指導の下、当時未開の分野であった医学的リハビリテーション研究の道を歩み始めました。さらに、英国のストーク・マンデビル病院に留学し、ルードヴィッヒ・グットマン卿の教えを請いました。

そこでは患者さんが手術をして半年後には家庭や職場に復帰していく姿をみました。それは、リハビリテーションにスポーツを取り入れ、わりと早い段階で病院の体育館でスポーツをしている。こうして、医師がさまざまな分野の人と連携して、脊髄損傷者の社会復帰を支援していました。このことに衝撃を受けた中村氏は、身体に障がいのある人の社会参加、特に仕事を通じての自立とスポーツに情熱を注ぐことになりました。

「失ったものを数えるな 残されたものを最大限に生かせ」

ストーク・マンデビル病院院長 ルードヴィッヒ・グットマン博士の有名な言葉で今でもパラリンピックでは受け継がれています。また、ストーク・マンデビル病院では毎年、運動会が開かれていました。それが今のパラリンピックのルーツのルーツであると言われています。

中村氏は日本に戻って、1964年にパラリンピックをやりましようと思きかけて実際に開催され、東京パラリンピックにて日本選手団団長を務め、評論家の秋山ちえ子氏や作家の水上勉氏との出会いなど数々の経験や、海外のパラリンピックの選手は自分が稼いだお金で大会の後、飲みに出たり観光を楽しんでいる。日本の障がいのある選手は、病院や施設などからかき集めた選手で大会が終わったらまっすぐ施設へ帰る。それをみた日本の選手が「私たちも働きたい」と想いを持つようになり、中村氏は、障がいのある人は仕事を持ち自立することが最も必要であるという信念に至り、「保護より機会を！」、「世に身心障害者はあっても仕事に障害はあり得ない」「どんな障害があっても仕事はできるんだ」という理念の下、翌年 1965 年太陽の家を創設し、自分で自分の人生を決めれるよう、福祉＝ただ可哀想ではない！ ～No Charity, but a Chance!～ の精神で取り組んでおります。

中村氏が創設した太陽の家では、「障がいのある方に近代的な会社で働いてほしい」の想いから、「太陽の家に働くものは、保護者ではなく労働者であり、後援者は当事者である」中と訴えながら、当時、200 社以上の起業家に働きかけましたが、全て断られました。1 番最初にオムロンが応じてくれたことがスタートで太陽の家の本格的なあゆみが始まりました。ソニー、ホンダ、三菱商事、デンソー、富士通エフサス等日本を代表する大企業と提携して共同出資会社をつくり、多くの重度の障がいのある人を雇用しました。障がいのある人の作業環境の改善や治工具・自助具の導入を進め、障がいのある人の職能を開発し、手作業からライン作業、単純作業から熟練作業や頭脳労働など多くの成果を上げています。また、太陽の家の特徴としては、一般的に福祉施設は社会福祉士などの福祉分野の資格をもつ方が職業指導員されることが多いのですが、太陽の家では、治工具の制作等もあり、あえて、工業系・エンジニア系の方を積極的に求めて配置しています。

また、本部のある別府市亀川を中心に、障がいのある人が施設に閉じこもるのではなく一市民として地域と積極的に関わっていくことを目指して、大分県に対して「福祉の街づくり計画」を提唱しました。さらには、太陽の家の職員からは、日本では初めて車いすに乗った別府市議会議員を送り出し、市政に対しても福祉施策を提言してきました。

さらに新しいことにもチャレンジしていて、就労継続支援A型としてサンストアというスーパーマーケットを開設し、障がいのある方に雇用型の就労支援を行なったり、民間企業や共同出資会社や協力企業などへの移行を目指す方に、技能や技術の習得を支援しています。

中村氏は整形外科医ということもあって、開設当初は身体障害者のことばかり支援してきましたが、時代の変遷とともに知的や精神など他の障がいのある方も受け入れています。

現在では、太陽の家に入りたいと希望する方は、身体障がいより発達障がいの方が増えてきています。

また、その昔は支援者、本人、家族みんな、障がいのある方は集団で生活することは当たり前と思っていました。そのほうが効率的であるし何より当事者の安全を確保できると思っていましたが、ところが、それは違わないか？ということで、普通の単位で普通にまちで暮らすのが当たり前でしょう。朝起きたら、みんなと同じように通勤もしたいし、そうしたいと利用者からの声もあり、寮の単位を減らし、相談支援事業やナカポツ事業を開始し、地域で暮らす障がいのある方がワンストップで相談にきてくれるように、取り組んでいます。

現在の太陽の家では、「取り残される障がい者がいない社会を実現する」これが太陽の家の 10 年後の目標としています。

作業訓練を行った後は、共同出資会社に移行し、そこに長く続くための定着支援を行っています。また、そういったことの土台となる身体や心を健康に保つために、健康サポートセンターというところ

に専門職、看護師、PTO、公認心理士等の人たちを配置してサポートを行なっています。また、安心して暮らす土台づくりとして、寮ではなく、福祉ホームの提供や介護サービスや相談機能をもっています。

太陽の家の特徴のひとつである「パラスポーツ」においては、これまでのあゆみとして、大分県身体障害者体育協会や日本身体障害者スポーツ協会の設立に参画し、1961年に日本で初めて「大分県身体障害者体育大会」を開催しました。さらに、1975年の第1回極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会（フェスピック大会：現在のアジアパラ競技大会）、1981年の第1回大分国際車いすマラソン大会等を成功に導き、両大会は今日まで引き継がれています。一方で、国際障害者リハビリテーション協会の職業委員会委員として1981年の第1回国際身体障害者技能競技大会（アビリンピック）や、同協会のレジャー・レクリエーション・スポーツ委員長として1984年の第1回国際レジャー・レクリエーション・スポーツ大会（レスポ）（愛知県）の開催を支援しました。

そして、中村氏は、第1回 大分車いすマラソン大会 1984年7月23日、英国ストーク・マンデビルで国際ストーク・マンデビル競技大会の開会式がまさに行われようとしていた時、57才の生涯を閉じております。

現在では、昔と違って太陽の家からパラ選手を輩出するということがとても難しくなっています。今はエリート中のエリートしか行かれませんが、ですが、太陽の家にくると、スポーツを楽しむチャンスはいくらでもある。施設もあるし、クラブもあるし、なによりも、どこで大会があるなどの情報がいっぱいあるので、楽しんだり色々なチャンスには恵まれる環境が作られています。さらに、東京パラリンピックが決まった時、パラリンピックについて説明する場所があったら良いということで建設されています。

また、太陽の家では、多くの障がいのある人が仕事の後や休日に行うさまざまな「余暇活動」を支援しており、車いすマラソンや、車いすバスケットボール、車いすテニス、卓球をはじめ、重度の障がいのある人を中心とした車いすツインバスケットボール、ポッチャ、卓球バレー、フライングディスクなどのスポーツも盛んに行われています。

太陽の家の特徴の2つ目である「地域交流・国際貢献」においては、今は聴覚に障がいのあるウクライナからの避難民の方お二人を受け入れて、仕事の提供を行なっています。また、大分国際車いすマラソン大会では、事前練習場所としてラオスとネパールの選手を受け入れて、トレーニングを行い大会に送り出すという取り組みを行なっています。

地域交流では、門もなければ塀もなく、さらには敷地内にスーパーマーケット、銀行、体育館等があり、地域の方がみんな使える場所となっています。一般的には、こういった施設はお祭りなどを行うことにより施設を開放し地域との交流を図ろうとしますが、太陽の家では、お祭りは行いが、そうしなくても地域の方が利用し通過していく形が作られています。

「足りないところは科学の力で」

「足りないところは科学の力で」は中村氏の言葉であります。日常生活を楽にするために色々な工夫をしますが、太陽ミュージアムでは、治工具や自助具体験することも可能となっており、こちらでは、現在ある福祉用具や太陽の家のオリジナルの自助具があります。

治工具では、実際に太陽の家の作業所で使用している治工具も展示されており、障がいのある人に仕事をしていただく時、企業からの要求に答えられるよう障がいの特性合わせて、企業の要求に答えられるように、ひとりひとり見ながら工夫して治工具等をつくっていきます。そういったひとりひとりのための工夫がないと、障がいのある方は仕事ができるようにはならないので、それをするのが太陽の家の職業指導員といわれる人たちの重要な仕事であるし、とてもクリエイティブな仕事です。

太陽ミュージアムでは、現在の共同出資会社の取り組みが多数紹介されておりますが、創業者の中村氏は「いずれ一家に一台パソコンがある時代がくる。その時に身体障害者がハンディキャップではない仕事を」と、三菱商事太陽での仕事をはじめております。三菱商事太陽などではものづくりではなく、IT関連の仕事を行なっています。

太陽の家の共同出資会社では、親会社6社、子会社7社、すべて特例子会社で事業を行なっています。

また、太陽の家の周辺では、大学に通う留学生が多く暮らしており、日本人、障がいのある方、留学生と多様は人たちが暮らす、多様性のある場所となっています。

また、太陽の家では、コロナ前は議員の行政視察も含めて、年間9000人の視察が訪れるそうです。

「共同出資会社を視察」

太陽ミュージアム施策のあとは、三菱商事太陽株式会社の障害者雇用の現場を視察しました。三菱商事太陽などではものづくりではなく、システム開発とアウトソーシング事業として名刺を作成などの印刷物の作成等や簡単なデータ入力などの仕事にも力をいれておられ、今年で設立 40 周年となっております。

会社内はワンフロアで敷居もなく、徹底したバリアフリーが施され、天井に配線を設置し、床はタイルとしています。タイルは車いすの方にとっては抵抗が少なく少ない力で移動することができます。三菱商事太陽では、115 人のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者、精神障がい者などさまざまな障がいのある方が働いておられます。身体障がい 42 人、知的・精神、発達 29 人、障がいがない方 43 人います。障がい雇用率が来年また上がるが、精神障がいの方の雇用が課題となっているが、長期雇用につながるよう社内にワンサポートチームを設置し、社会福祉士 2 人、精神福祉士 4 人がプロパーで仕事をしています。また、在宅勤務にも力を入れており、重い障害障がい者があって出勤ができないが、在宅なら仕事ができる方が潜在的に多くおられるため力を入れており、今、16 人の方が全国において在宅で働いています。ほかに、聴覚過敏の方などのために集中ブースを設け集中ブースで仕事をしています。かなりの人数のジョブコードも入って支援をしています。また、視覚障がい者用に拡大読書機の配置や、視覚障がい者が使いやすいソフトをいれたパソコンが配置されています。そうしないと、普通の仕事と同じスピードでは仕事できないのでそういった配慮が施されています。耳が聞こえない、目が見えないなどさまざまな障がいがありますが、どんな障がいでも、本人に働く意欲や頑張りがあれば、できない仕事はなく、会社側がソフト、ハードを用意することや仕事の切り出しが重要としています。

また、社内のえ評価制度は障がい者も一緒であることから、頑張れば出世もするし、社長にもなれるということでした。その証拠に、現在の太陽の家の理事長であります山下達夫理事長は、三菱商事太陽の会社のご出身であり、頑張りが評価されて三菱商事太陽の社長を勤められ、現在では、社会福祉法人のトップを担っておられます。

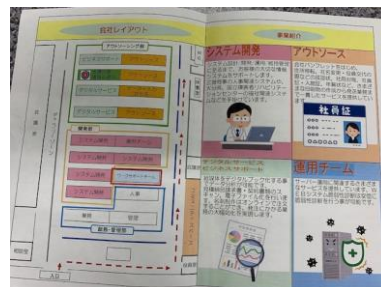
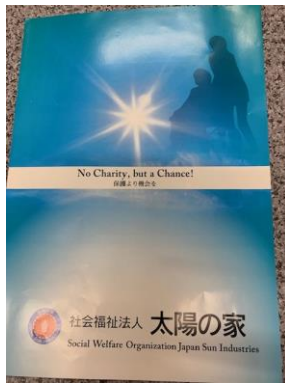
さらに御社では、防災の観点では、海拔が低いと、職員さんの椅子には救命道具やヘルメットや避難道具等が用意され、防災にはかなり力を入れておられます。

山下達夫理事長や事務局長(太陽の家に入って 35 年。主に就労を担当している)佐藤様、福祉就労サービスの専門の皆さんとの意見交換を行いました。意見交換では、別府市の人口の 1 割は障がいのある方で、障がいのある方には暮らしやすいまちづくりとなっていることや、障がいのある方 7 人で計 14 人ではじめた太陽の家も最初は廃品回収などを担っていましたが、「トップの想い」をから「行政の反対」を押し切って、力を入れはじめておりますが、今は時代も変わってきております。現在の太陽の家においても苦勞しているなかで、ものづくりは無くなりはいませんが、減ってくると思う。なので、デジタル社会対応できる新しい技術の取り入れて行かなければいけないということと、障がいのある方が「できない」ではなくて、できるために何をするか」ということを職員の方々が考えて行かなければならないと思うと言われました。また、トップと一緒にやりましょう！という強い想いが大切。そして、雇用ということを考えると企業さんとの繋がりが必要となってくるので、行政と事業所が連携して、山口県の企業と連携してみてもどうか、IT 産業に声かけしてみてもどうか。企業に行政と一緒に障がい者雇用のメリットをしっかりと伝えてみてはどうかなどのご意見をいただきました。

障がい者の工賃の問題では、B 型の指導員は社会福祉士などの福祉系の方が多いので、いきなり事業をやりなさいといわれても難しいので、そちらを指導、研修していき、コスト意識をもったり、単価交渉力や同じ仕事に対するパフォーマンスの差をどう埋めていくか、指導員の仕事の能力を上げていくのも必要。指導員の研修は特例子会社で企業がやっています。のもよいのでは。

議員は 4 年間で今、仕事としてたまたま関わっておられるだけでしょうが、そうではなくて、長門市の障がい者福祉を実際にどうしたいのか。B 型をどうしたいのか、で進む方向は変わってくると思う。しかしながら、行政主導、行政主体は良くないと思う。議員の皆さんの人脈を使って事業者と一緒に企業を尋ねて歩く。別府市が福祉のまちづくりが進んでいるのは、別府市が進んでいるのではなく、太陽の家に障がい者がたくさんいて、障がい者がまちに出ていくから、トイレやお店のバリアフリー化が進んだのであって、行政が主体ではいけない、民間が頑張らないといけないとの意見をいただきました。障がい者がまちに出ることが大切であって、障がい者のある方が行ける場所にならなければならない、それが真の共生社会ではないか、との意見をいただきました。そして、どんな障がいであれ、働くことができるという考えをもつことと、そのための支援をすることが大切であることも強くおっしゃられており、障がいのある方々が真の自立をするためには、最終的には親離れ、子離れが必要。そのためには、どうしたら良いか、考えてくださいとのメッセージをいただきました。

した。





所 感

中村氏は、障がいのある人は仕事を持ち自立することが最も必要であるという信念から「保護より機会を！」「世に身心障害者はあっても仕事に障害はあり得ない」「どんな障害があっても仕事はできるんだ」という理念のもと、太陽の家を創設し、障がい者が自分で自分の人生を決めれるよう、福祉＝ただ可哀想ではなく、No Charity, but a Chance!の精神で取り組んでおられることに改めて、学びを得ました。

障がいには、耳が聞こえない、目が見えないなどさまざまな障がいがありますが、どんな障がいでも、本人に働く意欲や頑張りがあれば、できない仕事はなく、会社側がソフト、ハードを用意することや、まわりの仕事の切り出しがとても重要とお聞きしました。一言では語れないくらいに学びの多い視察となりましたが、福祉的就労の観点のみでなく、障がい者雇用や障がい者スポーツ、がいの者の余暇活動、そして、障がい者の健幸管理、づくりについて、今回の視察を生かして、市政に提言していきたいと思ひます。

(別紙)

視察先	大分県 別府市			
視察日時	令和 5 年 11 月 13 日（月） 14：00～15：30			
視察項目	別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例について（ともに生きる条例）			
対応部署名	別府市役所 市民福祉部障害福祉課			
自治体概要	総人口（令和4年3月末日）	112,655 人	面 積	125.34 km ²
	男性人口（令和4年3月末日）	51,675 人		
	女性人口（令和4年3月末日）	60,980 人		
	別府市には、別府八湯と呼ばれる 8 つの温泉エリアが点在し、毎分約 10 万 2 千リットルを湧出する温泉は、観光、産業などに幅広く活用され、古くから日本を代表する温泉地として賑わっており、令和 4 年 10 月発表の宿泊観光客は 118 万 2586 人となっている。			
	一方で別府市は、福祉のまちづくりでも有名であり、2014 年 4 月 1 日に「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（通称：ともに生きる条例）」が施行された。障害者に関わる条例を作ったのは、全国の自治体で 8 番目、市町村レベルでは 3 番目である。障害のある人もない人と同じように暮らすことのできる社会、共生社会の実現を早くから目指しており、福祉都市としての一面も持っている。			
視察内容				
この度は、共生社会実現への取り組みとして「ともに生きる条例」について、条例の成り立ちから現在の取り組み等について視察を行いました。				
「条例の趣旨」 この条例は、人々の障害に対する理解の不足や社会にある様々な障壁により、障がいのある人に対する差別や偏見は依然としてなくなる状況であるとともに、障がいのある人は生活のしづらさや不安を抱えています。障害のある人を取り巻くこれらの状況の改善に別府市全体で取り組み、障がいの有無にかかわらず、お互いに認め合い、思いやり、支え合う社会をつくるために制定されました。また、別府市では、昭和 48 年に「身体障害者福祉モデル都市」、平成 4 年には「住みよい福祉のまちづくり」の指定を受け、障害のある人が暮らしやすい環境整備の推進を図ってきており、福祉のまちづくりに早くから取り組んでいます。				
「ともに生きる条例」の制定までの経過 別府市では最初に伺った「太陽の家」等の先進的な福祉団体に恵まれ、国や県からの補助金を受けたりと、障害福祉分野においては比較的恵まれた環境にあったといえますが、実際に別府市に暮らす障がいのある人からしてみれば、まだまだ暮らしにくい部分が多くありました。こうした状況をなんとか改善したいという障害のある人からの声がきっかけとなって条例制定に至っています。具体的には、「誰もが安心して安全に暮らせる別府市条例をつくる会」という障害当事者、障害福祉事業所関係者、弁護士などで構成される民間団体が県及び県内各市町において「差別禁止を明記する条例の制定」を目的として各自治体に条例制定の働きかけを行っていました。その動きを受け、当時の浜田博市長が、公約としたところから条例制定の動きが始まっています。また、この条例が、その後の大分県における差別解消条例である「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例(平成 28 年 4 月 1 日)」の制定にも参画しています。				
「条例制定の経過」 条例制定に当たっては、多くの方の意見を集め、議論を重ねたため、実際に動き始めた 2011 年から 2013 年 9 月の最終的な制定に至るまで、2 年以上の期間を要しています。ともに生きる条例は、制定までに多くのプロセスを踏んでいます。最初に市民に対する意見募集、障害の当事者の意見募集を行なっております。543 人の市民の方から意見があり、さまざまな角度から障害の当事者、ご家族から切実な意見が寄せられています。また、障害に関する様々な人の意見を取り入れるため、平成 23 年 11 月に、市長から市障害者自立支				

援協議会に諮問しています。これをうけて自立支援協議会では「条例制定作業部会」を設置して検討を行う体制を整えています。当部会は障害者関係団体様代表、弁護士、障害福祉施設関係者、医療関係者、市福祉保健部長など 24 人の部会員で構成され、そのうち 6 人は障害のある人、8 人は障害のある人の家族でした。別府市ではすでにこの頃から、政策の意思決定の場に「当事者の参画」というものに配慮していることが伺えます。

また、当部会では、平成 23 年 12 月から翌年 8 月までの間、計 10 回会議を開催し、条例の骨格を作り上げています。その後、平成 24 年 9 月には、当自立支援協議会から市長に、検討結果を答申しており、答申の内容のほとんどが最終的に条例のなかに盛り込まれております。

その後市では、企画部、建設部、教育委員会など全庁体制で常連素案の策定を行う必要があったため、市役所内部に「条例制定庁内検討委員会」(部長等 18 人で構成)を設置し、年 2 回会議を開催し、庁内各課等から受けた意見・提言なども踏まえて答申の内容に修正を加えて、条例素案を策定しております。

また、条例素案については自立支援協議会の作業部会との意見交換を行い、相互の理解を諮っています。

また、市民に対する条例素案に対するパブリック・コメントに加えて、タウンミーティングを一般市民向けに 7 会場で開催し、述べた 254 人が参加しています。また、将来を担う子どもの率直な意見を聴き、これを条例制定に生かす必要があること、中学生が子どもの発達段階において精神的にも転機を迎える世代であるため中学生に対してもタウンミーティングを行い、述べ 1,489 人の生徒が参加しています。また、市職員と自立支援協議会の部会メンバーが説明委員となり、説明及び意見効果を行っています。

議会の審議では、財源の確保や市の組織・体制づくりについて、さらなる調査の必要性を指摘され当時の厚生環境教育委員会により 4 回にわたり所管事務調査が行われていますが、最終的に議会の理解を得られ、全会一致で可決されました。

「ともに生きる条例」の規定内容

当条例は、全文及び 5 つの章、24 の条で構成されており、共生社会の実現のために、必要な事項が明記されています。

第 2 章では障害のある人への差別及び虐待をなくすための取り組みとして、差別及び虐待の禁止、相互理解の促進と合理的配慮について記されています。

第 3 章では、差別等事案を解決するための仕組み

第 4 章では、親亡き後等の問題を解決するための取り組みが記されています。

ともに生きる条例にいう「差別」は、障害を理由として不利益な取扱いをすること。合理的配慮を怠ることの 2 種類に分類されています。これは、障害者差別解消法と全く同一の趣旨であります。

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスの各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害のない人に対しては付さない条件を付けることなどをいいます。また、障害者差別解消法の「不当な差別的取扱い」と同趣旨であり、例としては次のようなものがあげられます。

- ・障害のある人はコミュニケーションがとりにくいということで窓口対応を拒否する。
- ・障害のある人は手続きに時間がかかるからといって対応の順序を後回しにする。
- ・精神障害の方や知的障害の方への対応が負担になることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。

合理的配慮を怠ることでは、合理的配慮とは社会的障壁を取り除くことであり、社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものをいい、簡単に言い換えれば「障害のある人への心づかい」であります。

その心づかいをするにあたっては、障害のない人が当たり前のようにできることでも、障害のある人にとっては困難を伴う場合があることを十分に認識し、「障害があるから障害のない人と同じようにできない、しょうがない」という考え方ではなく、「障害があっても、どうすれば障害のない人と同じようにできるのか」という視点で、今ある事物や制度などを変更・調整していく必要があるとしています。

「差別および虐待の禁止 第 7 条・8 条」

差別・虐待の禁止規定はすでに国の法律に明記されていますが、ともに生きる条例の目的達成のため

の根幹であるため、あえて規定されております。なお、差別には合理的配慮を怠ることも含まれることとかや、合理的配慮も全市民に義務づけられていることとなります。

「障害理解の啓発 第9条」

市民の障害理解が不足していることが差別がなくなる状況につながっている面があります。また、障害のある人の不便さ、生活の困難さなどを知らなければ、合理的配慮の必要性の認識は生まれません。差別を解消し、合理的配慮が当たり前に行われるまちにするためには、市民の障害理解は不可欠等となります。

そのため、ともに生きる条例では、市、市民、事業者に対する障害理解の啓発、その他必要な施策を行うことを課しており、まずは、市の職員が障害理解や合理的配慮の必要性を理解しておく必要があるため、市職員に対する研修等必要な措置を講ずることとしています。

また、障害理解を広げていくためには、小学校・中学校の段階で、障害に関する教育を行うことも重要であるため、市に、障害に関する教育を教育課程に位置付けることを求めています。

「合理的配慮の推進 第6条・10条～16条」

合理的配慮の推進は、「ともに生きる条例」の大きな柱となっています。本条例では、市等が行う合理的配慮について、場面ごとに規定しています。

- ・「第10条生活支援」では、地域で自立した生活を営むための支援や情報提供、総合的な相談体制の整備。相談・支援を行う者のスキルの向上や、情報取得・利用のための機器の活用促進や障害の特性に応じた情報提供。重度障害があっても安心して自立した生活を営むことができるための施策などです。

- ・「第11条生活環境」では、道路整備における配慮。市営住宅における障害のある人のための住戸の確保。民間住宅賃貸における保証人制度の整備。公共施設の障害のある人のための施設整備。公共交通機関の利用円滑化のための体制整備等です。

- ・「第12条防災」では、防災計画策定時の障害のある人への配慮。災害時の障害のある人・家族への援護についてです。

- ・「第13条雇用・就労」では、雇用・就労での環境整備、一般就労、福祉的就労に必要な支援体制、障害の適性に応じた雇用創出の促進などです。

- ・「第14条保健・医療」では、医療を安心して受けるため関係者との連携、支援。緊急時の対応体制の確立。保健事業、医療支援の利用円滑化のための制度整備。医療・介護従事者の障害理解研修の実施についてです。

- ・「第15条保育・教育」では、障害のある子どもの他の子どもとともに保育・教育される権利。教職員に対する障害理解研修の実施。市と特別支援学校、小学校、中学校等との連携、調整推進についてです。

- ・「第16条芸術文化・スポーツ」では、芸術文化、スポーツへの支援体制の整備、指導員の育成、情報提供についてです。

これらの規定に伴い、各分野において着実に合理的配慮を進めるため、市が毎年度合理的配慮の実施状況を確認し、評価を行うこととしており、この規定に基づき、毎年度、合理的配慮実施の計画を立て、これに基づき合理的配慮を実施し、その結果を検証して改善につなげるというPDCAサイクルによって合理的配慮を進めていくこととなるとし、実際に、担当課による内部自己評価、外部委員からなる機関による客観的に見て評価として外部委員の2段階で行っています。

外部委員としては「別府市自立支援協議会実務担当者会議」が外部評価を行なっています。

また、評価を踏まえた改善については、評価結果を翌年度の共生社会プランに基づく合理的配慮の実践および翌々年度の共生社会形成プランの策定につなげています。

また、合理的配慮として実際に実践した例としては、優先順位を決めて予算の範囲内で毎年着実に進めることとし、歩道と横断歩道の段差解消及び点字ブロックの新設を行なっています。また、大分県のホームページ「大分バリアフリーマップ」に別府市内のあらゆる施設のバリアフリー状況を調査し、その情報を追加しています。

さらに、市職員採用試験の受験資格の緩和を行い、従前にあった「自力により通勤ができ、かつ、介助者なしに職務の遂行が可能な人」であること、「活字印刷物による出題に対応できる人」という要件を取り払い、障害のある人が受験しやすくしています。(障害のある雇用枠を増やすわけではなく、スタートラインを同一にすることにより、受験機会における合理的配慮を行っています)

その他の合理的配慮としては、市主催の講演会等における配慮については、各担当課において、車い

すの人が参加できる会場を選択し、移動スペースを確保したり、手話通訳者を配置したりといった配慮を行っています。

「芸術、文化活動について」

ともに生きる条例の施行をきっかけとして、芸術の鑑賞や創造を通じて、障害者の生活を豊かなものとし、障害のある人となない人との相互理解が促進されることを目的に、平成 27 年から障害のある人の作品展を開催しています。また、障害のある人がモデルとなる「湯にばーさる・ファッションショー」を平成 28 年度から実施しています。

「差別等事案を解決するための仕組み」

平成 26 年度から、市障害福祉課内に、差別に対応するための相談窓口を設置し、市内 4 ヶ所にある相談支援事業所に障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センター業務を委託し、相談受付機関を市役所以外の場合にも配置しています。年間の相談件数は平均 3.5 件の相談があり、申立ては 2 件です。申立てたあとは、助言やあっせんを行います。これに従わない場合には、助言やあっせんに従うように勧告する仕組みとなっていますら、

(具体的な相談内容。てんかんの持病がある大学の留学生より、長時間に及ぶ暗所でのプロジェクター等を使用した授業によって、発作の可能性がある。大学側に合理的配慮を求める相談や、作業所利用者の家族より、道で会う子どもに対して声掛けを行い、不審者として警察に通報された。子どもや近隣住民に対する障害理解を求める相談。

車いす利用者が路線バスを利用した際に乗車拒否され合理的配慮を求める相談など)

また、障害者団体の代表者、教育委員、医師、弁護士、学識経験者、人権擁護委員、商工会議所、障害福祉課サービス事業所の代表者 10 人の委員で構成している「差別等事案解決委員会」を設置しています。

「親亡き後等の問題を解決するための取り組み」

条例施行後平成 26 年 4 月に、福祉施設代表、大学研究者、自治委員、民生委員、障害のある人、障害のある人の保護者合わせて 12 人で構成する「別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会」を設置し、約 2 年間の間で 13 回会議を行い解決策の検討を行っています。検討結果報告書については、同年に市長に提出しています。

報告書では、第 1 章親亡き後等の問題を構成する 6 つの課題、意思決定支援・生活支援。居住の場。社会参加の場。経済面の問題。相談体制の充実。地域福祉の推進。

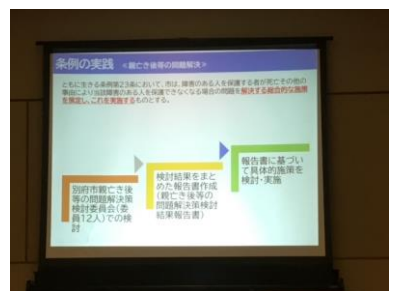
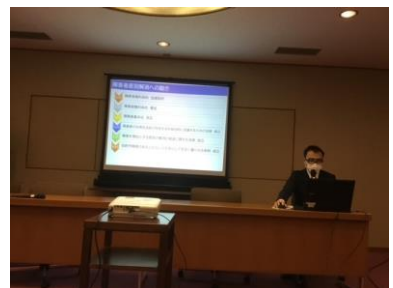
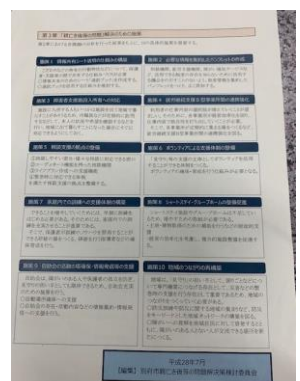
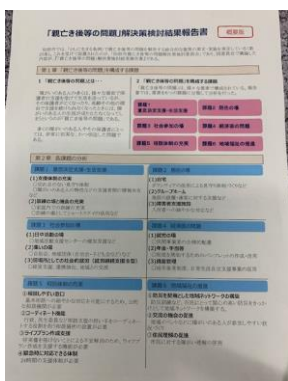
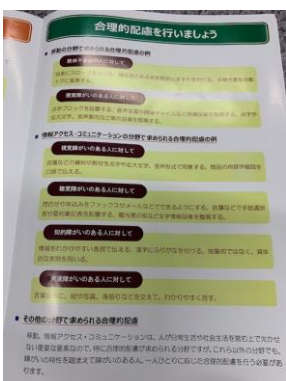
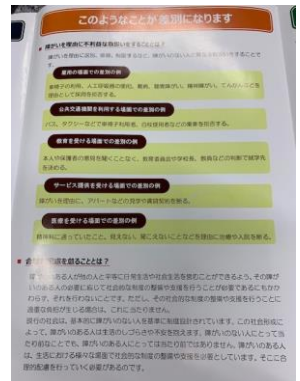
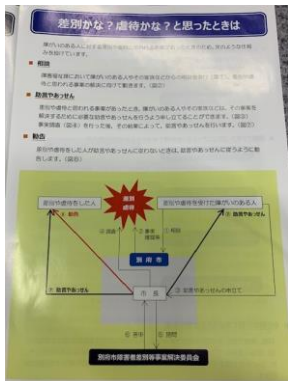
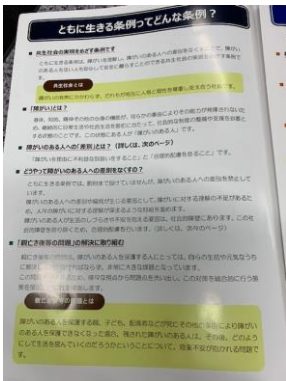
第 2 章では、6 つの課題ごとに「現状の問題点」とそれに対する「解決の方向性」を抽出。

第 3 章では、「親亡き後等の問題」解決のための施策について、第 2 章の分析結果を基に、10 の具体的施策を提案しています。具体的施策とは、情報共有シート活用の仕組みの構築、障害者支援施設に入所している人への対応、就労継続支援 B 型事業所間の連携強化を図るための取り組み、相談支援の拠点の整備、ボランティアの確保、育成及びボランティア支援体制の整備、家庭内での訓練への支援体制の構築、ショートステイ施設及びグループホームの整備促進、自治会の活動の場の確保・情報発信等に関する支援。地域のつながりの再構築となっております。

また、報告書を施策化し実施するにあたって、より実効性のある施策とするためには、実務者等の外部意見を取り入れる必要性から、市障害者自立支援協議会の専門部会である「地域生活支援部会」で報告書の各論点はについて検討を開始しました。

「基金の制定」

令和 3 年 4 月から、令和 4 年度以降の共生社会実現のための事業に基金取り崩し額を毎年充当し、強ちに推進していくこととしております。





所 感

今回、この視察を行うにあたって、「ともに生きる条例」に記されている差別解消、合理的配慮、親亡き後等の問題にとくにスポットを当てて、視察を行いました。

この条例は、全国に先駆けて、民間団体の強い声に後押しされる形で、2年以上の月日をかけ2014年4月に施行しています。ともに生きる条例は、制定までに多くのプロセスを踏んでいますが、障害の当事者や親御さんの意見の反映、中学生や一般市民に対する説明や意見募集、議会との対話、さらに、より実効性を持たせるため政策化に向けたプロセスに自立支援協議会の関与があること、PDCAサイクルを実施し、これらについても自立支援協議会の関与があることなど、条例制定に対する市長の真剣さが伺えました。

市民団体から懇願されたのでとりあえず言い訳的に条例を制定したという上面の動きではなく、具体性に乏しく、条例を制定したら役目は終わりというような理念条例的なものではなく、市民団体や市長が、障害のある人もない人も心身ともに豊かに暮らせる、真の地域共生社会の実現を願う条例の制定であったということが何よりも嬉しいです。

その証拠に、合理的配慮をすすめた街中のバリアフリーは進んでおり、エスコートゾーンが設置してある横断歩道部のバリアフリーの取り組みなど障害のある人が暮らしやすいまちがつくられています。しかしながら、100点満点の福祉のまちづくりに到達しているわけではないでしょうから、今後、基金を活用した更なる別府市の福祉のまちづくりに期待したいと思うとともに、今回の視察を、今後の長門市の福祉のまちづくりの大きな参考にし議会活動に反映させていきたいと思っています。

(別紙)

視察先	大分県 別府市			
視察日時	令和 5 年 11 月 13 日（月） 16：15～17：15			
視察項目	障害者施策について			
対応部署名	NPO 法人自立支援センターおおいた			
自治体概要	総人口（令和4年3月末日）	112,655 人	面 積	125.34 ㎞ ²
	男性人口（令和4年3月末日）	51,675 人		
	女性人口（令和4年3月末日）	60,980 人		
	別府市には、別府八湯と呼ばれる 8 つの温泉エリアが点在し、毎分約 10 万 2 千リットルを湧出する温泉は、観光、産業などに幅広く活用され、古くから日本を代表する温泉地として賑わっており、令和 4 年 10 月発表の宿泊観光客は 118 万 2586 人となっている。			
	一方で別府市は、福祉のまちづくりでも有名であり、2014 年にともに生きる条例を施行し、合理的配慮の促進などに取り組んでいます。 また、今回の視察先であった「社会福祉法人 太陽の家」創業者中村氏の働きかけがあり、別府市では、国から身体障害者福祉モデル都市の指定を受け、国・県の補助金を使い、歩道の段差解消、音響式信号機の設置、リフトバスの購入などを行ないました。さらに、住みよい福祉のまちづくりの指定も受け、国・県の補助金を活用し障害者用トイレ・点字誘導ブロック・音響式信号機の設置などを行っています。			
視察内容				
(団体の紹介)				
今回視察を行った自立支援センターおおいたは、障がい者が地域で自立した生活が実現できるための支援を行う特定活動非営利法人です。事業内容は大きく 3 つの部門で構成されており、障がい者支援部門、訪問介護事業、別府・大分バリアフリースターセンターとなっております。				
当法人の 3 つの理念				
・重度障がい者への自立支援				
当団体は、どんなに重度な障がいがあっても、地域で自立した生活が出来るよう支援を行っていきます。誰もが沢山の選択を持ち、自分のしたいことを自由に決める。そして、自分で選んだことに責任をとっていく事は人として当然の権利で、障がいを理由に色んな挑戦を諦める必要は無いと思います。私たちは、自己選択、自己決定、自己責任の当事者主体による生活をしたいと願う「仲間（ピア）」へ全力でサポートしていきます。				
・ユニバーサルデザイン社会の実現				
私たちはこれまで、地域のバリアフリー・ユニバーサルデザイン、障害福祉に関する様々な問題に対して、提言や啓発活動をおこなってきました。どんなに重度な障がいがあっても、誰もが社会の一員であり、一人の人間として地域に貢献することができる。日頃より、不便を感じている当事者が発言し、その目線にたった人・ものづくりをおこなうことは、誰もが排除されることなく安心して暮らせる社会になっていくことを知っているからです。障がいがあっても無くても、誰もが手と手を取りながら、分け隔てなく支えあって生きていける共生社会を目指し活動を行っていきます。				
・バリアフリー観光・旅行の普及				
別府市をはじめ大分県に旅行に訪れる、障がい者・高齢者等の方々が安心して満足いく観光を楽しんでいただけるよう、平成 26 年 4 月に「別府・大分バリアフリースターセンター」を開設しました。パーソナルバリアフリー基準（全国統一基準）を用いた調査を実施し、情報発信・提供を行っています。個々の状況、状態に応じて行きたい場所を自分で選び決定できるよう沢山の選択肢をご用意しています。例えば、入口に段差が 1 段あるけど、とっても美味しい料理があるお店。多目的トイレはないけど絶景が見渡せる場所。私たちが提供する情報は、あえてバリアの状況を詳しくお伝えする。この事により、選択肢の幅は広がり、その情報を元にどのようなプランで観光をするかは自分次第です。障がいがあっても、高齢者でも沢山の選択肢を持ち最高の観光や旅行を楽しんでいただきたいと思います。				
(団体の活動について)				

・障がい者支援部門では、業務内容として、ピアカウンセリング業務内容、自立生活プログラム、人権擁護、介助派遣事業、福祉・制度相談業務、バリアフリー・ユニバーサルデザインコンサルタントを行なっています。

・訪問介護事業の業務内容としては、居宅介護、移動支援、重度訪問介護、同行援護となっています。（自己選択・自己決定を尊重したサービスの提供）

・ピアカウンセリングでは、当事者同士で対等の立場で話を聞き合いながら、カウンセリングします。

・自立生活プログラムでは、自立して生きていくために必要となる基本的な知識の取得や生活リズムの改善等々の支援を行なっています。最近では、3人の自立に携わり、進行性の難病で33年間病院にいた方が、1年間の自立生活プログラムを受けて地域生活を始めております。親亡き後のことを考えて、脳性麻痺の方が約束1年かけてプログラムを受けて、一人暮らしをしています。一人暮らしをして、自分らしい暮らしができて嬉しいとの意見があります。海外の障がい者からも日本に移住定住に向けての自立生活相談もあります。

・人権擁護、権利擁護では、J Rの無人化問題、障害者の水増し雇用問題やその他諸々に対する権利の擁護を行政や民間事業者等に要望等を行なっています。

・同行援護では、1ヶ月 MAX50 時間しか利用時間が認められていないので、それは少なすぎると感じています。

・派遣型の介助派遣事業では、利用者主体のサービス提供をおこなっています。利用者主体とは、全ての物事をご本人が決め、その決定に対し介助者が支援するという事です。例えば、調理をする際、「〇〇を作ってください」という指示ではなく、介助者に声が届く場所で、調味料一つ一つの指示を出し、自分の食べたい味付けにしていきます。私たちは、利用者様自身が力を付けていく事を目的とした、エンパワメント(本来持っている力を引き出す)支援を行っております。また、制度外の実費で行うサービスもあります。

・バリアフリー・ユニバーサルデザインコンサルタントでは、ホテル、旅館などの民間事業者などに障がいのある方が利用しやすいような構造物となるように関係者に対して提言等を行なっています。

●別府・大分バリアフリースターセンター業務では、パーソナルバリアフリー基準調査、バリアフリー改修コンサルタント、温泉入浴介助、バリアフリー情報発信、バリアフリー観光・旅行無料相談、バリアフリーセミナー・講演を行っております。

障がい者・高齢者の方々が旅をする際に、一番、悲しいのは情報が無いことです。この事から日々、新鮮な情報を求め動いておられます。当法人が提供する情報は、完全バリアフリーの施設ばかりではなく、バリアがある情報も発信しています。何故なら、全ての情報の中から、「決めるのは自分自身」だからです。完全バリアフリーな施設を求める方、少々バリアがあっても、その地域で有名な観光地、温泉、宿泊施設、飲食店を選ぶのも、観光に来られる本人であり、旅の醍醐味です。このような背景から、障がいのある人も、高齢者の方も、そして障がいがない方も、大分県の魅力を知っていただき、安全で安心できる充実した「旅」を楽しんでほしい！そんな思いから活動を行っております。

●パーソナルバリアフリー基準調査

・日本バリアフリー観光推進機構に加盟していて、そこがバリアフリー観光やユニバーサルツーリズムを推進するにあたって作り出した基準があり、高齢者や障がい者など身体にさまざまな障がいがあるようにしていけるような基準です。基準の特徴としては、「①障がい者視点による調査、施設等のバリアを調査、情報を収集する。②常設の相談センターがバリアフリーの調査もしますし、障がいの当事者が観光客などに受け答えをする」この2つが大きな特徴です。例えば、「当館はバリアフリーに対応していますと発信しているので障がいのある方が行ってみたら、中はバリアフリーだけど、敷地内に入る時に段差があるなど、なかに入る一歩手前でバリアがある」など、行って実際にがっかりすることが観光にはありがちなので、そういったところを無くす為には、バリアがあっても、しっかり情報を開示することによって、行く行かない、どういった人を連れていくかを自分で判断できるので、それはマイナスに作用しないということで取り組んでいます。

●バリアフリー改修コンサルタント

・国等から地域のマスタープランを作ってくださいと依頼等があり、そのなかで「各障がいを持たれた方の意見を入れましょう」というのが推奨されています。20年間当事者の目線というところで活動してきたということと、バリアフリー新法の基準やオリンピック、パラリンピックがあったことでバリアフリー新法もさらに変わってきたので、そういった情報をしっかり把握して、ご相談があった時には、極力皆さんが使いやすい施設にあるようにアドバイスしています。

・また、他の部門も含めて、県内、市内のバリアフリー化やユニバーサルツーリズム関連で、今年度、別府市と大分県とは連携して事業しています。昨年、ユニバーサルツーリズムを推進していこうということで、行政と連携して調査をしたり、バリアフリー調査カルテ作成事業があり、宿泊施設や観光施設や飲食店にてあげ方式で予約いただき、実際に当事者が出向き、そのお店の強みやちょっとした工夫など、今後実際に改修する際に役立つようカルテを作成し贈呈し今後に生かしていただくという事業を行政の依頼で行なっています。

・大分県と福岡県で、来年、デスティネーションキャンペーン（DC）を開催するに向けて、色々な方が旅行、観光に参加できるよう、当法人が県内の観光施設や宿泊施設などを年間 300 件くらいを対象に調査していくこととしています。

・令和 6 年から民間事業者の合理的配慮の義務化が始まりますが、国の指針に沿って実施しなくてはいけないという話があり、出来なかった時に「なぜ出来なかったのか」という理由を開示しなくてはならないことは、国と足並みを揃えてやっていかなければならない。ですので、合理的配慮についての相談が増えてきています。「理由の開示」が必要が出てくるため、そうした関係者と対話し合理的配慮を充実していく必要があります。

●温泉入浴介助

・温泉入浴介助では、別府市は温泉地だけでも、県外からこられた障がいがある方は「入れない」と諦めている様子をみて、問題意識を持ちバリアフリーセンターをはじめておられます。1 時間 4,000 円で熟練したヘルパーが独自のサービスを行なっています。コロナ後は、だんだんと相談、実施件数も増えてきているところで、令和 4 年は相談が 100 件くらいで、そのなかで入浴介助等で相談があったのは年間 30 件、サービス提供は 20 件くらいとなっています。令和 5 年はさらに増える見通しです。このサービスを利用した方は、温泉に入れると思っていなかったため、とても嬉しかった、実際に涙目になる方もおられ、そこがやり甲斐になっている部分もあり、3 年前くらいからリピーターも増えてきているので、観光にも寄与しているのではと思います。旅館組合とも連携をしており、なにかあることに相談したり相談を受けたりしています。

・別府市は福祉のまちと言われていますが、実際はハード面がしっかりしているかという都市部に比べたらまだまだであり、ユニバーサルルームを持っていたり、バリアフリーに対応している旅館、ホテルは全体の 1 割も行かないのでは？という現状です。ただ、これから建設される施設は新しい制度に則って建設していくので、今からはバリアフリーに対応した施設が増えてくるのではないかと期待はしています。

●バリアフリー情報発信

・現在は当法人の所在地が別府市ということもあり、別府市の情報が多く、ホームページや SNS 等で情報発信をしています。現在、大分県と協働で事業を行なっているため、最終的には大分県全域の情報を発信していきたいと考えています。

●バリアフリー観光・旅行無料相談

・県内外の高齢者や障がいのある方が旅行、観光に出かける時には前情報があるなしで、前向きになるか後ろ向きになるか差がでます。実際に、障がいのある職員さんも、バリアフリーのトイレがあるかどうか等々で外出に後ろ向きになる時期もあったこと、そして、今でも当事者ではそういった方々が多いので、そういったところを払拭するためにも、情報発信をして、相談にのっています。県外の方の場合は、メールや電話で相談にのりますが、1 時間くらい対応する場合もあり、それだけ当事者は不安が多いものです。

・1 番多い相談内容としては、やはり宿泊施設、観光施設のバリアフリーの状況、バリアフリールームがあるか、車椅子で動きやすいですかなどの相談が多いです。温泉施設のバリアフリーの状況や、最近多いのが、車いすやベビーカーのレンタルやレンタルできる場所についての問い合わせがここ 2、3 年でどんどん増えてきています。色々は施設で車いすなどを設置する施設は増えてきてはいますが、旅行中ずっと借りることができる環境はまだないですが、県外ではやっているところもありますので、手荷物になってしまうよりは、現地で借りて、現地で返して帰るということで、身軽に観光をしたい。というニーズが増えてきています。また、観光地の公共交通やトイレのバリアフリーの状況や、観光地が全くわからないので、1 泊 2 日をコーディネートしてほしいという依頼もたまにあります。

●バリアフリーセミナー・講演

・ユニバーサルツーリズムやユニバーサルデザイン関連で話しをすることが多く、当事者の目線から話すことが基本となっています。また、人権擁護的なところも講演しています。

・セミナーでは、色々な障がいのことを知ってもらう座学から、実際に車椅子の体験をしたり、視覚

障がいの体験をしたりという研修、セミナーも行なっています。



所 感

こちらの NPO 法人では、10 人の障がいのある方が職員で働いており、とにかく、当事者が参画し、当事者の目線で事業を組み立てたり、相談業務等を行っています。また、別府市は観光・温泉のまちとしても有名ですが、障がいのある方が、健常者と同じように観光や宿泊、温泉入浴を楽しめる独自の取り組みにも、障がいのある職員さんが参画し、事業を進めておられます。

現代の日本では、自立支援協議会や、障がい者計画の策定委員会などにも障害のある人々が参加し、決定に関与するようになってきています。事業者が参画する意義は、当事者のニーズをより反映した政策・施策が可能となるという点にあります。平等のあり方を、政策決定レベルから実現することによって、より実効性の高いものにできます。さらには、障害のある人が本来ある力を発揮することにもつながるため、当事者が政策・施策決定に参画しその役割を果たしていくことは、とても重要と考えます。

本市は、行政が行う福祉のまちづくりという点では、他市等と比較しても随分と遅れており、当事者の参画という点では、さらに遅れをとっていると感じています。

今回の視察を通じて改めて感じたことは、長門市では産業関係の視察は多いですが、福祉関係、とくに障がい者関連の視察はほとんどありません。それだけ先進的な取り組みがなされていないということだろうと感じています。今回のように、議員団が行う先進地視察が、長門市の福祉分野に他県や県内他市から行政視察がどんどんくるような、長門市の福祉施策が全国の模範となるような、長門市から国の制度を変えていくような、誰もが健幸で暮らしやすい「福祉のまちづくり」を本市で真剣に進めていかなければならないと改めて、肝に銘じた次第です。

福祉の仕事

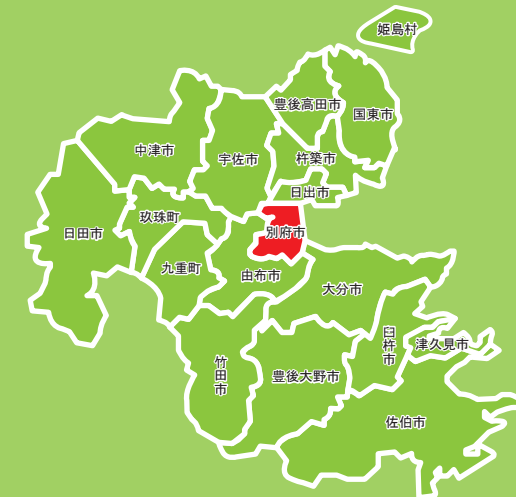
NPO 法人自立支援センターおおいた

検索



enjoy my life

～私らしさをありのままに～



NPO 法人
自立支援センターおおいた



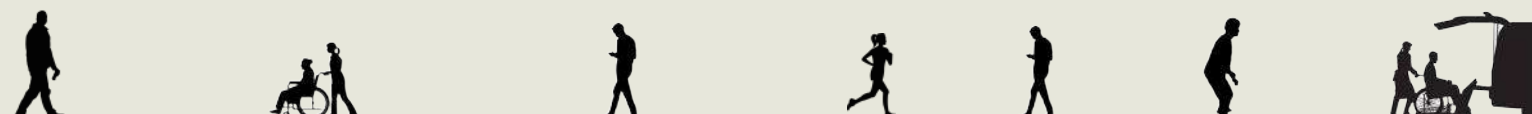
<http://www.jp999.com/333/>

〒874 - 0942

住 所 : 大分県別府市千代町 13-14
ユニバーサルマンション2階

Tel:0977-27-5508 Fax:0977-24-4924

E-mail:ud111@jp700.com



NPO 法人自立支援センターおおいた



NPO法人
自立支援センターおおいた
理事長 後藤 秀和

《理事長あいさつ》

当団体では、どんなに重度な障がいがあっても、地域で自立した生活が実現できるための支援を行うと共に、障がい者が主体となり、別府市及び大分県へのバリアフリー観光推進事業を行っています。

障がいがあることで、自分のやりたいことを諦めているという方も少なくはありません。地域で自分らしい生活をする、行きたい場所に自由に行くこと、誰にでも平等に与えられた権利だと思います。しかし、誰に頼って良いかわからず、また情報も無い中で、その想いを実現できず、悩み、悲しみ、迷っている方も多くいます。私たちは、そのような方々と出会い、一緒に考え、挑戦し、地域で生活していく為に必要な経験を共に積んでいきます。自己選択と自己決定が尊重される生活。自立したいと思う気持ちがあれば誰でも挑戦することは可能だと思います。どんな重度の障がいがあっても将来に夢や希望を持てるよう、又、障がいがある方も無い方も誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて走り続けていきたいと思っています。

理念

NPO法人自立支援センターおおいたが目指す3つの理念

《重度障がい者への自立支援》

当団体は、どんなに重度な障がいがあっても、地域で自立した生活が出来るよう支援を行っていきます。誰もが沢山の選択を持ち、自分のしたいことを自由に決める。そして、自分で選んだことに責任をとっていく事は人として当然の権利で、障がいを理由に色んな挑戦を諦める必要は無いと思います。私たちは、自己選択、自己決定、自己責任の当事者主体による生活をしたいと願う「仲間（ピア）」へ全力でサポートしていきます。

《ユニバーサルデザイン社会の実現》

私たちはこれまで、地域のバリアフリー（BF）・ユニバーサルデザイン（UD）、障害福祉に関する様々な問題に対して、提言や啓発活動をおこなってきました。どんなに重度な障がいがあっても、誰もが社会の一員であり、一人の人間として地域に貢献することができる。日頃より、不便を感じている当事者が発言し、その目線にたった人・ものづくりをおこなうことは、誰もが排除されることなく安心して暮らせる社会になっていくことを知っているからです。障がいがあっても無くても、誰もが手と手を取りながら、分け隔てなく支えあって生きていける共生社会を目指し活動を行っていきます。

《バリアフリー観光・旅行の普及》

別府市をはじめ大分県に旅行に訪れる、障がい者・高齢者等の方々が安心して満足いく観光を楽しんでいただけるよう、平成26年4月に「別府・大分バリアフリースターセンター」を開設しました。パーソナルバリアフリー基準（全国統一基準）を用いた調査を実施し、情報発信・提供を行っています。個々の状況、状態に応じて行きたい場所を自分で選び決定できるよう沢山の選択肢をご用意しています。例えば、入口に段差が1段あるけど、とっても美味しい料理があるお店。多目的トイレはないけど絶景が見渡せる場所。私たちが提供する情報は、あえてバリアの状況を詳しくお伝えする。この事により、選択肢の幅は広がり、その情報を元にどのようなプランで観光をするかは自分次第です。障がいがあっても、高齢者でも沢山の選択肢を持ち最高の観光や旅行を楽しんでいただきたいと思っています。

《業務内容》

■ 障がい者自立支援部門

- ☐ピアカウンセリング ☐自立生活プログラム ☐人権擁護 ☐おもてなしヘルプメイト検定
- ☐介助派遣事業 ☐福祉・制度相談業務 ☐バリアフリー・ユニバーサルデザインコンサルタント

■ バリアフリースターセンター

- ☐パーソナルバリアフリー基準調査 ☐バリアフリー観光情報発信 ☐温泉入浴介助
- ☐バリアフリー旅行・観光推進啓発 ☐バリアフリー旅行・観光相談

介護職員募集



業務内容：ホームヘルパー/障害者の職場介助

勤務時間：07:00～21:00（実務8時間）

勤務地：別府市・大分市・宇佐市

休暇：週2日（勤務6ヶ月後から有休あり）

賞与：あり（年2回）

保険：社会保険（健康保険・厚生年金）・雇用保険

年齢：なし

資格：介護職員初任者研修以上（※普通自動車免許）

※資格ない方でも重度訪問介護従業者養成研修を受講して

いただければ働く事が可能です。受講料はこちらで負担し

ます、お気軽にご相談下さい。



登録：1.250円～1.950円

正社員：220.000円～250.000円

まずは下記まで
お気軽にお問い合わせください。

NPO 法人

自立支援センターおおいた

☎0977-27-5508

受付時間 AM9:00～PM17:00

担当（押切まで）

有料介助サービス

■有料介助派遣

■本来は、制度（障害者総合支援法）より介助サービスなどを利用することができます。しかし、入院や施設入所時には制度を利用することができません。行ってみたい場所や食べてみたいもの、カラオケにスポーツ観戦など自分のやりたいことがいっぱいあるのに我慢しなくてはいけないこともあります。当団体では、そのような当事者のかたが、色んなことに挑戦したいと願う想いへ少しでも力になれるよう、心のこもった介助サービスをおこなっています。お気軽にご相談ください。

旅行・温泉入浴・レジャー・食べ歩き・全国の障がい者との交流 等々♪



※注意事項

1. 移動に関して介助者は車の運転はできません。
2. 施設利用の入場料等に関する介助者の料金は利用者の負担となります。
3. 事前相談による介助内容以外が当日発生した場合、対応できない場合があります。必ず事前にご相談ください。
4. 介助時間の延長に関しては、時間帯により対応できないこともありますので、当日なるべくお早めにお伝えください。
5. 別府市内の介助者の交通費は無料です。それ以外については料金が発生します。
6. その他、事前の聞き取り又は介助派遣契約書をお読みください。

■温泉入浴介助

■別府は、温泉湧出量・源泉数共に日本一！また「おんせん県おおいた」といわれるほど、大分県全体で温泉が豊富です。そんなに沢山ある温泉に入れない！障がいや高齢により車椅子を利用して一人では入れない・・・車椅子でも入れる温泉はどこにあるの？誰か介助してくれたら入りたいのに！大浴場や露天に入りたいなあ・・・そんな多くの声をお聞きする中、当センターでは10年程前より温泉入浴介助サービスをスタートしました。事前に、障がい当事者スタッフ（実際に温泉の調査をはじめ入浴をおこなっている）が相談の対応をおこない、同じ立場からトイレのことや褥瘡のことなどを聞き取りしています。また、介助スタッフも皆介護ヘルパー資格を取得しており、安全に安心して、温泉を楽しんでいただいております。ぜひ、別府への観光・旅行の際はお声をおかけください。ゆっくり温泉に浸かりましょう♪

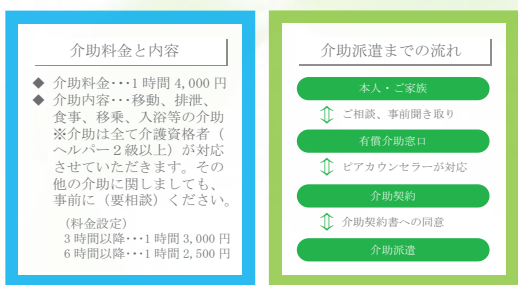
■3つの安心！

- ・全ての入浴介助者が介護ヘルパー資格取得者！
- ・別府・大分バリアフリーツアーセンターとの連携で、情報が盛り沢山！
- ・実際に温泉を巡っている、障がい当事者スタッフが相談対応！

大浴場・露天風呂・共同浴場・家族・貸切り風呂 等々♪

※注意
■入浴介助派遣に関しましては、事前のご予約が必要です。（※7日前まで）
■キャンセルにつきましては、前日のAM10:00 までであればキャンセル料は掛かりませんが、当日に関しましてはお客様の全額ご負担となります。
■入浴介助派遣ご利用中のトラブル、貴重品の紛失・盗難等に関しましては、当団体では一切の責任を負いません。

楽しみと発見
がたくさんあるよ



活動実績

- 平成18年度 ユニバーサルスペース夢喰夢叶オープン
連続セミナー「障害者自立支援法で私たちの生活はどう変わるか」
「どうする、どうする私たちの暮らし障害者自立支援法を考える大分県集会」
第1回 泉都ツーリズム支援事業「バリアフリー探検調査とホームページによる情報公開」
NPOパートナーシップ推進事業「平成18年度ユニバーサルデザインのまちづくりワークショップ」
- 平成19年度 大分県委託事業「平成19年都市再生モデル調査
『高齢者・障がい者等の生活を促進させる為の住宅調査及びユニバーサルデザインの普及活動』
平成19年度ユニバーサルデザインのまちづくりワークショップ「大分県車いす駐車区画キャンペーン」
第3回 泉都別府ツーリズム支援事業「バリアフリー調査とホームページと携帯電話ホームページによる情報公開」
障害者自立支援法の見直しを求める大分県集会
- 平成20年度 NPO連携推進事業「誰もが街歩きを楽しむためのUDマップ」
地方の元気再生事業「高齢者・障がい者の方でも安心して旅行が出来るモデルコース作り」
障がい者の防災を考えるフォーラム開催
「地域住民の助け合いと高齢者・障害者の避難支援を共に考えよう」
私たち抜きに決めないで！障がい者の地域生活確立を
「障がい者自立支援法見直しに向けての政党シンポジウム」
- 平成21年度 第5回泉都別府ツーリズム支援事業
「重度障がい者の雇用促進と地域経済の活性化促進」
UDデザインコンサルタント「県営明野住宅」
地方の元気再生事業「高齢者・障がい者の方でも安心して旅行が出来るモデルコース作り」
大分市、別府市「2009年障害者施策に関する緊急要請」
- 平成22年度 ユニバーサルベンチャー・ビジネスプランコンテスト
「重度障がい者の雇用促進と地域経済の活性化促進：車椅子泉伝志団」グランプリ受賞
第6回泉都別府ツーリズム支援事業「ユニバーサル劇団 まぜくる別府」
人間関係NPO等連携強化事業「人権メッセージによる啓発活動」
2009年福祉フォーラム「障がい者がともに暮らせるまちづくりを目指して」
- 平成23年度 誰もが暮らしやすい別府市条例づくり（実行委員会発足）
被災者に、私たちが今、出来る事「東北地方太平洋沖地震」被災者支援募金活動
大分県委託「UD出前授業」（平成23年度～継続中）
大分県地域福祉推進室委託事業
福祉ボランティア専門研修「ユニバーサルカウンセラー人材創出育成研修」
- 平成24年度 第8回泉都別府ツーリズム支援事業「車いすで歩く、別府の旅」
障害者総合福祉法（仮称）学習会の開催
NPO法人自立支援センターおおいた10周年
- 平成25年度 第9回泉都別府ツーリズム支援事業「からあげドリームバトル2013in別府」
- 平成26年度 「別府・大分バリアフリーツアーセンター」開設
大分県知事「別府・大分バリアフリーツアーセンター」来訪
観光庁ユニバーサルツーリズム促進事業
- 平成27年度 九州運輸局環境保全及び交通バリアフリー等表彰
Fix My streetを用いた官民協働街歩き
バス運転手バリアフリー研修
ユニバーサルデザインコンサルタント（大分空港）
- 平成28年度 ユニバーサルデザインコンサルタント（貸別荘 こまくさ）
- 平成29年度 ユニバーサルデザインコンサルタント（糸り草）
別府市協働のまちづくり事業補助金
「別府、大分バリアフリー情報ポータルサイト作成事業」
大分県委託業務「バリアフリー観光調査等事業」
各事業所の開設（湯布院・宇佐バリアフリーツアーセンター、自立生活センター由布・宇佐）
国土交通省「国土交通大臣賞 バリアフリー推進功労者表彰」受賞

※その他、福祉分野・まちづくり活動等、多数の事業、活動等に携わる。

障がい者自立支援部門

■目的

障がい者の「自立」を全力でサポート、応援します！

「自立」とは何なのでしょう？
・自分のできる事は何でもやる・人の手を借りない・人に迷惑をかけない、確かにこれらは自立と言えます。しかし私たちが考える自立は全く違います。人の力を借りてもいい自分らしい、自分にしかできない生活を送る。これが私たちが考える自立です。人は誰しもが人の力を借りて生きているのです。人は障がいの有無に関係なく、自分のしたい事を選択し、それを自分の意志で決定する。そして決定した事に対しきちんと自分自身で責任を持つという権利を持っているのです。「障がいを持っているからできない・・・」「障がいを持っているから弱い人間なんだ」ではなく、「障がいを持っているから」「障がいを持っていても強く生きている！」一人でも多くの方が、そう思っていたら、自立生活の実現ができるよう支援を行います。「地域で自立してみたい」「一緒に活動してみたい」と思う方、是非ご連絡下さい。全力でサポート致します。



障害者自立支援部門代表責任者
押切真人

障がい者自立支援部門では、どんなに重度の障がいを持っていても地域で自分らしい生活ができるようサポートを行っております。よく「障がいを持っていると何もできない」という声を聞きます。しかし決してそんな事はありません。「障がいを持って生きている」「地域の中で自分らしい生活を送る」それだけで力強い存在なのです。私たちは障がい当事者一人一人がロールモデルとなり、自立生活を目指す方々へ自信と勇気をお届けできるよう日々活動を行っております。また、イベントの企画や開催を行い、障がいの有無に関係なく交流できる場の提供も行っております。

■専門業務 ■ピアカウンセリング ■自立生活プログラム ■人権擁護 ■介助派遣事業
■福祉・制度相談業務 ■バリアフリー・ユニバーサルデザインコンサルタント

■業務内容

ピアカウンセリング



ピアカウンセリングは1970年代初め、アメリカでスタートしました自立生活運動は、障がいを持つ当事者自身が自己決定権や自己選択権を育て、隔離されることなく、社会参加していくことを目指しています。お互いに平等に話を聞き、きめ細かなサポートによって地域での自立生活を実現する手助けをします。ピアカウンセラーは、単なるアドバイザーではありません。当事者のことをよく理解しています。平等に対等に、力と時間をつかい自立生活の実現のサポートをします。

自立生活プログラム



自立生活プログラムとは、自立生活に必要な心構えや技術を学ぶ場です。施設や在宅の閉鎖的な場所で暮らしてきた障がい者が社会の中で自立生活をしていく時に、先輩の障がい者から生活技能を学ぶためにつくられた、障がい者文化の伝達の間ともいえるものです。生活技能とは対人関係のつくり方、住宅、性についてトラブルの処理方法、社会資源の使い方などです。各内容は目標によって決めます。自立生活に必要なあらゆることがプログラムとして提供されます。

セミナー開催



障がい当事者が講師となり、障がい者への配慮や関わり方を伝えます。講座は二部構成になっております。第一部では「ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いについて」「障がいとは？」等を座学にて学びます。第二部では、車椅子の説明や介助の仕方、実際に車椅子に乗っていただき普段と違った目線で街や道路を感じていただきます。講座参加者からは「知らない事がありとても貴重な経験ができた」等の嬉しい声をたくさんいただいております。

イベント



施設や病院等にいる障がい者の方達が社会に出る機会がほとんどないので交流の場やネットワーク作りを作る場として開催をしている、またイベントを通して障がい者と健常者の理解を深め、住みやすい街づくりをめざし、自立支援センターおおいたでは「一人ひとりのより心豊かな生活の向上と暮らしやすい地域づくりをめざしています」。そのなかの実践の一つとして月1回イベントを開催しています。できるだけ多くの方に参加いただけるようなイベントを開催しています。

福祉無料相談・福祉情報発信



福祉無料相談では日常生活における総合的な福祉問題に対し適切に助言や援助を行うことを目的としております。誰に相談したらいいかわからないそのような悩みをセンタースタッフが聞き、その問題や疑問の解決に向けて一緒に考えていきます。福祉情報発信では、ニュースや新聞等でたくさんの情報が発信されます。しかし耳に入る情報はほんのわずかで、生活に必要な事が沢山あります。私たちはそのような生活に必要な情報をSNS等で情報を発信しております。

権利擁護



障がいの有無に関係なく誰にでも権利はあります。しかし、重度の障がいを持っているとその気持ちや伝えるのは難しいという現状があります。また、伝える事はできるけど、その勇気がないという方も多くいらっしゃいます。私たちはそのような方々の声を社会に伝える活動を行っています。例えば、さまざまな行政交渉を行い、改修を求めます。「伝えたいけど言えない」そんな時は是非ご連絡下さい。皆さんと暮らしやすい社会を作っていきましょう。

障がいがあっても社会の中で自立を！

イベント・企画

■障がい者・健常者交流イベント

■NPO法人自立支援センターおおいたでは、誰でも自由に参加できるイベントを随時開催しています。



(イベントの目的)

- ①障がいがある方が地域社会へ一歩踏み出し、交流を通じて色んな方とのネットワークづくりに繋げていく
- ②心のユニバーサルデザインのを広げていく
- ③障がいがある方が地域のバリアを知り伝えていくことで改善（バリアフリー）に繋げていく

■障がい者・高齢者等が地域で安心・安全に生活していけるよう、官民協働でバリアフリー及びユニバーサルデザインに関する普及・啓発活動を行っています。



■地域で開催されるイベントにも積極的に参加しています！



■県委託事業



■UD出前事業

UD出前授業では、障害当事者が大分県内の小学校、中学校に訪問しユニバーサルデザインや車椅子についての説明、車椅子疑似体験等を行います。健常者ではなく、障害当事者が講師となる事でより深い学習を行えると考えております。訪問先の学校からは「普段体験できない事ができて良かった」「障害やユニバーサルデザインについて学ぶ事ができた」等、沢山の嬉しい意見をいただきました。この活動に関しては毎年行い、障害についての理解を深めていただきたいと思います。



湯布院・宇佐・大分

■湯布院バリアフリースターセンター・自立生活センター由布

■湯布院バリアフリースターセンター活動内容

湯布院観光に訪れる方や地域の方々に我々の活動を知ってもらい、楽しんでもらう為のイベント開催や、各ジャンル分けしたバリアフリー情報を日々活動の中で調査し、SNS、GoogleMAP、HP等でバリアフリー観光情報として発信し、行政機関への啓発活動も含め、観光に活用して頂き誰もが楽しめる湯布院を目指し、活動しています。

■自立生活センター由布活動内容

自立生活センター由布では、障がいを持たれている方が暮らしやすい環境を作る為にバリアフリーチェックや街歩き、外に出たいと思っていただけるイベントの企画・開催を行っています。障がいを持っているからと言って諦めるのではなく、障がいを持ってでもできると知っていただけるよう日々活動を行っています。



【代表者から一言】

湯布院バリアフリースターセンターの代表を務めさせていただいております橋本 剛と申します。温泉地「湯布院」にて、誰もが楽しめる日本のユニバーサル温泉観光地を目指し活動しています！どなたでもお気軽にお問い合わせください。



湯布院バリアフリースターセンター
代表 橋本 剛

■お問合せ

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上3730-6
TEL:090-6633-4882 mail:info@barifuri-oita.com



■宇佐バリアフリースターセンター・自立生活センター宇佐

■自立生活センター宇佐活動内容

宇佐地域に住む重度障がい者の自立支援を行っています。自立生活プログラム・ピアカウンセリングを通して、障がい者自身が自信を取り戻し地域で生活できるようプログラムし取り組んでいます。宇佐市バリアフリー委員会に所属し行政参加しています。宇佐地域の重度障がい者が参加できるイベントを毎月企画し社会参加や仲間づくりを積極的にしています。

■バリアフリースターセンター宇佐活動内容

「行けるところより行きたいところへ」まず私達が積極的に地域で行動し飲食店や施設の情報をSNSで発信しています。また地域のユニバーサル化を図るために行政と協働でまち歩き等を行い意見や要望などを伝えています。



【代表者から一言】

自立生活センター宇佐・バリアフリースターセンター宇佐の代表を務める折田聡美と申します。重度障がい者が暮らしやすい社会は誰にとっても暮らしやすい社会です。重度障がい者がいきいきと生活し活動できる地域を目指し日々活動しています。



自立生活センター宇佐
代表 折田 聡美

■お問合せ

〒874-0455 大分県宇佐市閑95-3
TEL:0977-27-5508 mail:cil-usa@jp700.com



■障がい者自立生活センターばり FLAT おおいた

■障がい者自立生活センターばり FLAT おおいた

障がい者自立生活センターばり FLAT おおいたでは、様々な目に見えるバリアや目に見えないバリアを FLAT にしていく事を目的に活動しています。障がいのある方が社会に出て自立を目指すときに、障がいを理由に諦めていたり、悩みを抱えている方へ同じピア（対等・仲間）としてお話をさせて頂き、選択肢が一つでも多くなるようにサポートしていきます。また、障がいのある方が抱えている課題等（ソフト面・ハード面）も解決していく活動や障がいのある方同士の横の繋がりを大切にしていけるような活動も行っています。現在、障がいのあるなし関係なく地域の社会貢献の一つとして「清掃活動」を行ったり、月一度のイベント等を開催しています。



【代表者から一言】

みなさん、障がい者自立生活センターばり FLAT おおいたの代表の五反田法行と申します。私は高校の時に頸髄を損傷し、車いす生活になりました。現在、大分市の高城駅前の事務所で活動させて頂いています。お気軽にお立ち寄りください。



自立生活センターばり FLAT おおいた
代表 五反田 法行

■お問合せ

〒870-0156 大分県大分市高城新町13番12号川久ビル1F
TEL:0977-27-5508 mail:cil-bflat.ooita@jp700.com



訪問介護事業

■業務理念

■当事業所では、利用者主体のサービス提供をおこなっております。利用者主体とは、全ての物事をご本人が決め、その決定に対し介助者が支援するという事です。例えば、調理をする際、「〇〇を作ってください」という指示ではなく、介助者に声が届く場所で、調味料一つ一つの指示を出し、自分の食べたい味付けにしていきます。私たちは、利用者様自身が力を付けていく事を目的とした、エンパワメント支援を行っております。介助者が何かの事情で支援が出来なくなった場合、同じ料理を二度と食べられなくなるという事ではなく、どなたが介助に入っても、ご自分の好きな味付けで料理を食べる事ができる。利用者様自身が地域社会で自立した生活をずっと続けていって欲しいという願いを込め、エンパワメント支援を理念にサービス提供を行っております。

■専門業務 ■居宅介護 ■移動支援 ■重度訪問介護 ■同行援護

※当事者主体（自己選択・自己決定を尊重したサービスを提供しています。）

■業務内容

居宅介護



- 入浴介助
- 排泄介助
- 食事介助
- 調理
- 掃除

障がい者等につき、居住する住宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに、生活等に関する相談や、助言や、その他の援助を行います。具体的なサービス内容、①身体介護②家事援助③通院等介助。身体介護とは、利用者の身体に直接接触して行う介助サービスの事です。家事援助とは身体介護以外の居宅介護の事で、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助です。通院介助とは、利用者が通院を行う際に必要な会計や薬の受け取り、診察代への移乗等の介助を行う事です。

移動支援



- 目的地までの移動
- 商品選び
- 商品受け取り
- 商品の会計
- 移動先での食事介助

移動支援とは移動が困難な人に対してガイドヘルパーが行う外出の支援サービスです。障害者総合支援法に基づく生活支援事業のサービスとなります。障害がある方が地域で自立した生活を送ることの支援が目的です。この移動支援は市町村の事業です。支援の対象者は市町村によって変わってきます。障害のある方は移動が困難になり外出を控えがちです。そのために、社会生活上の必要な活動も制限されてしまいます。移動支援では、冠婚葬祭・選挙の投票等々さまざまな移動を支援していきます。

重度訪問介護



- 入浴介助
- 排泄介助
- 食事介助
- 見守り
- 調理/掃除

重度訪問介護とは日常的に介護が必要な重い障がいがある方のご自宅に、ホームヘルパーが訪問し入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言や、その他の生活全般に関わる援助、または病院まで公共交通機関を使った通院や外出時における移動中の介護、見守り等を総合的に行う、重い障がいのある方のご自宅（居宅）での地域生活を支える障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

同行援護



- 目的地までの移動
- 商品選び/受け取り
- 商品の会計
- 移動先での食事介助
- 代筆/代読

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際、ご利用者本人に援護者が同行し、移動に必要な情報を提供移動の援護、排せつ及び食事等の介護のほか、ご利用者本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある方の社会参加や地域生活を支える障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

訪問介護事業を利用するには

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

充実した当事者主体の介護サービス提供！

別府・大分 バリアフリーツアーセンター

■目的

障がい者・高齢者等の方が旅する際に、一番、悲しいのは情報が無いという事です。この事から、私たちは別府をはじめ大分県への旅行や観光をより一層楽しんでもらうよう日々、新鮮な情報を求め動いています。

私たちが提供する情報は、完全バリアフリーの施設ばかりではなく、むしろ、バリアがある情報の方が多いといってもいいくらいです。全ての情報の中から「決めるのは自分自身」だからです。

完全バリアフリーな施設を求める方、少々バリアがあっても、その地域で有名な観光地、温泉、宿泊施設、飲食店を選ぶのも、観光に来られる本人であり、旅の醍醐味です。

この様な背景から、障がいがある人も、高齢者の方も、そして障がいがない方も、大分県の魅力を知って頂き、安全で安心できる充実した「旅」を楽しんで欲しい！そんな思いから活動を行っています。

- 専門業務 ■ パーソナルバリアフリー基準調査 ■ バリアフリー改修コンサルタント
■ 温泉入浴介助 ■ バリアフリー情報発信 ■ バリアフリー観光・旅行無料相談
■ バリアフリーセミナー・講演

■業務内容

パーソナルバリアフリー基準調査



障がい者視点の調査により、観光施設などのバリアを明らかにする事を目的としています。パーソナルバリアフリー基準による調査は、地元の障がい者やその介助者によるグループで行っており、センターで相談を受けるのも調査を行ったメンバーです。メンバーは実際に現地へ赴き、調査やアドバイスを行い、障がいを持つ人の不安や要求をよく理解しているため、安心して相談を可能にする上でも、非常に重要な活動の一つといえます。

バリアフリー改修コンサルタント



当センターの理念である、「ユニバーサル社会の実現」のため、障がい者の視点での住環境づくりを支援する活動を展開しております。なにより、当事者でのみ知りうる既存製品の不便さそして、長年にわたり蓄積させた経験とネットワークを活かし、都市計画・建築設計などのフィールドにその機会を拡大しています。多様化するライフスタイルなど変化の激しい状況を、我々だけが知りうる問題の解決方法を持って、提案し実現してまいりました。

温泉入浴介助



高齢者や障がい者など、ひとりでの入浴が困難な方でも、資格を有したヘルパーさんを派遣し、旅館やホテル、温泉施設等に温泉入浴を堪能して頂くサービスです。温泉入浴介助を通して、特別な日や昔の良き思い出を家族や大切な方と共に大好きな温泉に入り満喫してください！私どもは入浴時に介助を必要とされる方が安心して温泉入浴を楽しめる旅をサポートします。

バリアフリー情報発信



パーソナルバリアフリー基準を用いた調査で収集した、観光施設等（観光・飲食・宿泊・温泉・交通・トイレ他）の情報をバリアフリーツアーセンター独自のホームページや Facebook 等 SNS より情報発信を行っています。又、ホームページからは施設等の基本的な情報や画像を使った紹介、更にはマップ等での位置情報も知ることが出来ます。更には温泉入浴介助や外出時の介助や旅行中に透析等が必要な方向けの情報ページもアップしています。

バリアフリー観光・旅行相談



バリアフリーツアーセンターは、気軽に相談できる場所を目指しています！例えば、ホームページ等で情報を確認して頂いた後、旅行を考えている方から直接、センターへ相談があった際には、調査等で収集したデータ化された情報をもとに情報提供を行い、相談者様に合わせてアレンジする事ができ、旅のコーディネートのお手伝いをさせて頂いております。私達は安心した旅が出来、旅がもっと楽しくなるお手伝いをセンターを通じて行っています。

バリアフリーセミナー・講演



研修や当事者スタッフよりの講演も行っています。研修・講演に至っては、障害当事者の実生活における観光の体験や当事者が求めるバリアフリー観光とは何か。実体験をもとにした講演や事業者求められるバリアフリー対応の基本や、高齢者や障害者への接遇、コミュニケーション方法等、実際に高齢者、障害者疑似体験を通じて受入に必要な配慮等を実践的に学ぶ事が出来ます。その他にも温泉介助の方法を学ぶことが出来る研修も行っています。



バリアフリー観光部門代表責任者
若杉竜也

バリアフリー観光部門では、パーソナルバリアフリー基準を基に別府市及び大分市の観光、宿泊、温泉、飲食施設等を障がい者メンバーが中心となり、調査・指導等を行っています。調査した情報をホームページ SNS 等から発信すると共に、観光サポートや入浴（温泉入浴、外出含む）のお手伝いもさせて頂きながら、高齢者、障がい者の方々は勿論のこと、沢山の方々が観光に訪れ、旅を充実していく為、スタッフ一同頑張っています。今後は、別府市・大分市のみならず大分県全域の観光情報を発信して行ける様、活動をして行きたいと考えます。

■大分県 バリアフリー観光ポータルサイト <https://www.barifuri-oita.com/>



別府・大分
バリアフリーツアーセンター 検索
お気軽にお問い合わせください。

大分県のバリアフリー情報は ココをチェック



■スタッフおすすめ大分県バリアフリー観光地



障がいがあってもなくても最高の旅を！

障がいがあってもなくても最高の旅を！

(別紙)

視察先	大分県 豊後高田市			
視察日時	令和 5 年 11 月 14 日（火） 9：30～11：00			
視察項目	子育て支援について			
対応部署名	子育て支援課 子育て支援係			
自治体概要	総人口（令和5年3月末日）	22,122 人	面 積	206.24 km ²
	男性人口（令和5年3月末日）	10,567 人	世帯数	10,960 世帯
	女性人口（令和5年3月末日）	11,555 人		
	豊後高田市は大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、東経 131° 26′、北緯 33° 33′、東西の距離 17.1km、南北の距離 23.2km、総面積は 206.24k 平方メートルで、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市と接しています。また、大分市まで約 60km、北九州市まで約 90km で、両市に比較的近い距離にあり、北は周防灘に面し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属しています。域内には、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山文化ゆかりの史跡等、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富です。また、豊後高田市には、昭和の町があり昭和 30 年代をテーマにした懐かしさが溢れる商店街があります。各店舗では、代々伝わるお宝の展示や一品の販売が行われ、観光客や地元の買い物客で賑わっています。			
視察内容				
豊後高田市における子育て支援事業について				
「全国トップレベルの子育て支援を「本気」で目指している」ということで、今回、豊後高田市の子育て支援事業の取り組みについて視察を行いました。豊後高田市では、国に先駆けて、平成 30 年の第 1 弾『高校生までの医療費と幼稚園、小中学校の給食費の同時無料化』を皮切りに、施策を進化させ、現在では妊娠期から高校生まで切れ目なく安心して子育てができる支援を行っています。				
経緯				
国が次世代育成推進法という法律を制定し平成 17 年に施行されましたが、国のほうでも少子化をなんとかしなければならないということで、子どもが安心安全で健やかに育っていけるような環境を国をあげて努めなければいけないということで、10 年間で集中的にしたいというのがこの法律です。しかしながら、10 年経っても成果が見られないので、延長してもうすぐ 20 年が経ちますが、そこでさらに異次元の少子化対策をしています。この動きに合わせて、豊後高田市においても平成 15 年 10 月から子育て支援総合推進モデル事業プロジェクトチームを結成し、本市で何ができるのか、何が求められているのか、という子育て支援に関する調査、研究、アンケートによる調査、分析を行っています。				
豊後高田市の子育て支援事業の特徴として、「NPO 法人アンジュ・ママン」という団体があります。最初は市が直営で運営していましたが、市の直営のデメリット部分を考えて、平成 19 年 4 月に子育て支援の民間任意団体「アンジュ・ママン」が設立されたことから、こちらの団体にて●つどいの広場「花っこルーム」の運営を委託をはじめました。そこから、3 年後の平成 22 年 3 月には NPO 法人 アンジュ・ママンが設立され、そこから現在にかけて、順次を豊後高田市から受託し各事業の運営等を実施しています。				
● 平成 22 年 4 月 地域子育て支援拠点「花っこルーム」 ● 同年 4 月 地域子育てサポート事業 ● 同年 4 月 地域子育てサポート事業 ● 同年 6 月 病後児保育事業 ● 平成 23 年 10 月 「おひさまひろば」の運営 ● 同年 10 月 家庭支援スタッフ訪問事業「ホームスタート」の情報提供 ● 平成 24 年 4 月 コーディネート事業 ● 平成 25 年 7 月 利用者支援サイト「いい KAMO」の情報提供 ● 平成 26 年 4 月 利用者支援事業(コーディネート、ホームスタート)				

- 平成 27 年 4 月 一時預かり支援事業(場所 地域子育て支援拠点施設)
- 平成 28 年 7 月 ママ家事サポート事業
- 平成 28 年 9 月 キラキラねっとわーく事業(子育て応援商品券)
- 平成 30 年 4 月 地域子育て支援拠点拡充「花っこルーム真玉」「花っこルーム香/地」の運営
- 令和 2 年 4 月 一時預かり事業拡充「花っこルーム香/地」での一時預かり事業
- 同年 4 月 多胎児家事育児サポート事業、多胎児交流事業

●地域子育て支援拠点では、おおむね就学前のお子さんやその家族、地域の方を対象に、子育て中の親子が自由に集い、交流できる場を提供しており、「花っこルーム」「花っこルーム真玉」「花っこルーム香/地」「おひさまひろば」の4箇所(市町村合併もあり)を市内に拠点を配置しています。基本は自由に気軽に参加できるようノンプログラムではありますが、交流のきっかけづくりとして、ルーム行事を実施しています。

実績としては、予約制等がないコロナ前は利用者数は全体で 13557 人となっています。

また、「おひさまひろば」では、中央公園や商店街を利用する際、おむつ替えや授乳スペースがほしい」という声をうけ、開設されていますので、こちらには、おむつ替え、授乳、休憩スペース、公園で使用する遊具の貸し出し、市内の方向けにチャイルドシート、ベビーベッド、ベビーカー等のレンタルや、隣接するハローワーク利用時の託児(30 分間無料)、子ども服、子育て用品のリサイクル等を行なっています。コロナ前の利用者は年間 3800 人くらいとなっています。また、地域子育て支援拠点には、子育て支援課や健康増進課も併設しており、連携が取りやすい環境となっています。

●ファミリー・サポート・センター事業や他の事業もしたりですが、アンジュ・ママンは歴史が古いため、アンジュ・ママンを当時利用して子育てがひと段落ついたお母さんたちが活動を手伝うというサイクルが出来上がっているため、支援する人材が確保できています。また、ファミサポでは、子育て支援員養成講座というものがあり、基本研修。(子どもの発達、障がい、保育の原理等)8 科目 8 時間、共通科目(小児保健、心肺蘇生法、食事と栄養等)12 科目 15 時間、専門研修(ファミサポの概要等)4 科目 6.5 時間しっかりした研修が行われています。この研修を終えた方が、ファミサポだけではなく、アンジュ・ママンの全ての活動を支えています。

●一時預かり支援事業(場所 地域子育て支援拠点施設)では、保護者の仕事または傷病・入院等により緊急・一時的に保育が必要となる場合やリフレッシュ等の私的な理由により、一時的に家庭での保育が困難となる場合にお子さまをお預かりして保育を行う「一時預かり」を実施しています。対象は生後 6 ヶ月から就学前のお子さんです。また、就職相談や面接、求人説明会参加等の就職活動時に一時的にお子さんを保育することも可能となっており、最大 4 時間までは県の事業を活用して無料となっています。

コロナ時期は学級閉鎖も多く、一時預かりの旅利用が増えたので、豊後高田市では、今は一時預かり事業の拡充も図りたいと考えています。

●病後児保育事業では、NPO 法人アンジュ・ママンに委託し、病気の回復期により集団保育を受けることが困難であり、保護者の就労等の事情により、お子さんを家庭で保育することができない時に、施設で一時的にお子さんをお預かりし保育しています。

●ママ家事サポート事業では、市の独自事業であります。現在は、地方創生交付金を 2 分の 1 を活用しています。産前産後サポートの一貫として実施しています。対象期間は、母子手帳交付時から産後 1 年間まで 1 回を 500 円とし、家事援助では、食事の準備、片付け、居室等の清掃、整理整頓、衣類の洗濯、生活必需品の買い物等です。育児援助では、授乳、離乳食、おむつ交換、沐浴援助等です。外出援助では、通院、健診、学校行事の際の同伴等です。アンジュ・ママンは女性スタッフしかいないため、父子家庭の場合の対応が検討課題にはなっていますが、一定の利用があります。

●利用者支援事業では、これは 1 番国の補助率が良く、県の人材育成事業と連携して人員を増やして、利用者支援事業を拡充を 2 箇所増やす予定です。

事業内容としては、子育て支援事業に関する相談窓口業務の設置。子育て支援事業の情報提供、子育て支援課や教育委員会、社会福祉課等が実施している事業、サービス等を把握し情報提供します。時には学校等へついていくなど、踏み込んだ支援も行っています。また、地域子育て支援拠点等

の利用がなく社会から孤立し、子育ての不安を抱えている家庭を訪問し、傾聴、協働等を行う家庭訪問型の子育て支援を行っています。

●ふれあい食堂では、毎週金曜日夕方から道の駅のお店にて、平成 28 年 8 月から、農漁村女性集団連絡協議会に委託し、事業を実施しています。対象は、市内の 65 歳以上の高齢者や市内の中学生以下のお子さんとその保護者を対象として、1 食 300 円で提供しています。利用は子ども、高齢者あわせて、年 1200 人～1700 人程度となっています。また、高齢者も対象としたことから所管は社会福祉課に移行となっています。

●子育て応援誕生祝い金事業について

・お子さんの誕生を祝い、そして健やかな成長を願い、祝い金を支給することで、子どもを産み、育てやすい環境づくりの醸成を図るとともに、子育て世帯の経済的負担軽減に資する事業です。これは、今の佐々木市長が平成 29 年に市長に就任してから打ち出した政策で、豊後高田市の目玉事業となっています。平成 27 年から少しはやっていたのですが、佐々木市長になってから事業を大幅に拡充しています。しかし、去年国が出産子育て祝い金(妊娠した時 5 万円、出産した時 5 万円)を始めたため、豊後高田市はこれまで市独自で産まれてから 4 ヶ月目に 10 万円をお支払いしていましたが、今年度から国の事業に付け替えて 5 万円としています。

事業の経過

- ・平成 27 年 4 月～ キラキラっ子出産祝い金
(第 1 子第 2 子 5 万円、第 3 子以降 10 万円)
- ・平成 31 年 4 月～ 子育て応援誕生祝い金 支給額拡充 (最大 100 万円)
- ・令和 4 年 4 月～ 第 5 子以降の支給額拡充(最大 200 万円)

支給条件としては、出生したお子さんとともに出生日から 4 ヶ月以上継続して市内に居住していることとなっています。

(金額や実績については別紙添付資料にて)

＜子育て応援誕生祝い金＞

※ 対象となるお子さんの出生日、および子育て世帯の世帯主の住所が、令和 4 年 4 月 1 日現在、本市にあり、かつ、令和 4 年 4 月 1 日現在、本市に在住していること。

世帯主	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	第 5 子	第 6 子	第 7 子	第 8 子	第 9 子	第 10 子
世帯主 A	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
世帯主 B	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
世帯主 C	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
世帯主 D	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
世帯主 E	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

※ 令和 4 年 4 月 1 日現在、本市に在住していること。



●子ども医療費助成制度について

・県の補助等を活用しながらも、平成 30 年 4 月 1 日から、高校生までのお子さんの入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費(保険適用分)について所得制限などの条件無しで完全無料化としています。ただし、今年度は感染症の蔓延やコロナの有料化に伴い、医療費が通年の 8000 万円を超え跳ね上が

っています。

●保育料・給食費について

豊後高田市では、国の幼児教育・保育無料化に先駆けて、平成 31 年 4 月から保育料・副食費・給食費を完全無料化することで、子育てしやすい環境の充実に努めています。現在、移住者の増加にともない、保育園(民間運営、市は幼稚園 1 カ所)の令和 4 年から保育園の増築(0.1.2 歳の入園に対応するため、定員 19 名の小規模保育園を、民間が建設したので市が建設するより早く建てることができました。現在は、さらに増築して定員を増やしています。)と、令和 4 年から、市内に空きがなく近隣の保育園に預ける場合も無料化の対象としました。

ちなみに、豊後高田市はこれまで人口が増えていましたが、令和 4 年の出生率がガクッと減った。原因は今調べ中だが、コロナで産み控えがあったか、政策のインパクト効果が無くなってきたか。これまで出生数が 160 人くらいだったのが、急に 120 人になって、今年度の出生数の推移も大体 120 人くらいです。来年度もそのくらいなので、保育所の定員管理も落ち着いてくるかなと思っています。しかしながら、保育園も足りない状況ですが、それに伴って保育士も足りない状況となったので、豊後高田市では、保育士の確保にも力を入れています。また、子育て支援事業の財源については、今の市長からふるさと納税事業に力を入れており、これを活用しており、ふるさと納税収入 5 億円のうちの半分を子育て支援事業にあてています。

経過

- ・平成 30 年 4 月から公立保育園・小中学校 給食費無償化
- ・平成 31 年 4 月から市内保育園・保育料・給食費について完全無料化
- ・平成 31 年 4 月から公立幼稚園授業料 完全無料化

●「保育士支援制度」について

豊後高田市では移住定住による保育園に入る子どもの増加に対応するために、「保育士支援制度」を行い、保育人材の確保に取り組んでいます。保育士支援制度としては

- ・保育士等処遇改善事業(令和 2 年 4 月～)

正規保育士数×3 万円を保育所に補助

- ・保育士就業等支援事業(令和 4 年 7 月～)

市内保育所に就業する保育士に対し、就職支援金を支給(就職時、1 年後、2 年後に各 10 万円、総額 30 万円を支給)

- ・保育士宿舍借り上げ支援事業(令和 4 年 7 月～)

保育所を運営する事業者が保育士用の宿舍を借り上げた場合、その経費を助成(上限 41,000/月)

民間の保育士派遣会社に聞くと、斡旋してもらったお礼に 1 人 40 万円払いますが、そのうちいくらかは保育士にバックされるところがあるようです。その保育士が 6 ヶ月以上働けば金銭的なペナルティーがないため、そのバックを目当てに 6 ヶ月ごとに職場を転々とする現象があり、その対策として、豊後高田市は、就職したら 10 万円、働いて 1 年経ったら 10 万円、さらにもう 1 年経ったら 10 万円の合計 30 万円を奨励金として支給する制度をはじめております。また、国の事業(市も予算を出している。待機児童が出そうな地域)を活用してアパート(各保育園の寮に対して)の宿舍借り上げに対する補助を保育園にお支払いしています。こちらについてはあまり実績はないですが、保育士就業等支援事業については、今年度は 8 人の利用があり成果はあると感じています。

また、保育士支援制度では、要件として 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務となっており、さらに 1 年以内で市内の保育所で勤務経験がないことが条件となっています。ちなみに、豊後高田市の保育園は全て私立で運営されています。

市立の幼稚園は保育の時間に制限があったり、夏休みは給食がなかったりするので、ほとんどの保護者が保育園を希望するため、市立の幼稚園は定員割れしている状況です。国の補助事業は民間保育所が対象のため、公立は対象になっていません。

子育てするのは、孤立することを防ぐことが大切です。豊後高田市では、4 か月の健診と、アンジュ・ママの拠点と同じ建物のなかにいるため、健診の時に紹介しています。8 か月の健診の時は、アンジュ・ママのスタッフも手伝っているため、拠点の紹介をしやすい環境にあります。

公設の塾について

大分県豊後高田市では、高校の生徒を対象にした公設塾があります。もともと豊後高田市では 2001 年から、放課後や土日を活用して勉強を実施したり、料理教室や音楽教室などさまざまな学びを体験する、小中学生を対象とした「学びの 21 世紀塾」を実施してきましたが、高校生を対象とした「高校生のための学びの 21 世紀塾」も開始されております。

豊後高田市にある高田高校は、市内にある唯一の高校ですが、高田高校も小子化の中で毎年受験生が減っており、「市内唯一の高校がなくなると、豊後高田市から家族層がいなくなってしまう」という地域の問題に直面しています。これまで、市で寮を建設したりもしました。寮の寮負担もふるさと納税で捻出していました。豊後高田市は、市内に居住している高校生は、親の所得に関わらず、授業料は全て無料となっています。他市の私立、公立に通う高校生も高田高校の基準に合わせて支給していますが、市内から高校をなくしたくないという課題を解決するために、必要な要素のうちの一つとして塾という事業を始めています。

また、利用料は無料となっており、さらに、公民館で講師を民間ベンチャーに委託・連携して、本格的な学習を学ぶような仕組みですので、21 世紀塾を利用する方が多いそうです。こちらの事業は、教育委員会が所管していますが、単費(ふるさと納税をあてています)で所得制限なし、誰でも利用できるようになっています。また、児童クラブに 21 世紀塾の講師がきて子どもが学習をしたりもしています。

市内に民間の塾がほとんどないこともスムーズにいつていることもあります。

現在国は、母子保健と子育て支援の係を一緒にしなさいというような方向性でいるが、豊後高田市は、けっこう前から一緒にやっています。虐待などは、特定妊婦の段階から連携しておかいたほうが良かったりするので、豊後高田市は他のところよりはスムーズにものが進んでいます。また、豊後高田市では、妊産婦の医療費も無料としているため、妊娠された方は歯医者に行かれる率が高いです。

豊後高田市では、100、200 万円を現金一括では払っていません。それは、お金をもらったら転出したり、住民票だけ移動する方がいます。実際に、今でも、明らかに豊後高田市に住んではないけど、住民票だけ置いてる人がいます。でも、指導しても聞き入れていただけないけども、制度上、サービスはしなければいけない状況もあります。

所 感

豊後高田市では、少子化対策としてとくに現在の市長が全国トップレベルの子育て支援を「本気」で目指されておられ、国に先駆けて、平成 30 年の第 1 弾『高校生までの医療費と幼稚園、小中学校の給食費の同時無料化を皮切りに、誕生祝い金や市営塾の充実、保育所の充実等々の施策を進化させ、現在では、妊娠期から高校生まで切れ目なく安心して子育てができる支援を行っておられます。また、公設塾のように、基本的には所得制限を設けるような政策はほとんどなく(病児保育など一部の施策では生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料などがあります)、公平性という観点から、全てのご家庭、お子さんを対象とした事業展開をされているところも印象的でした。

また、以前視察に伺った岡山県奈義町と似たところでは、産前産後を含めたお母さんたちが集える拠点が設置されており、民間の地域の皆さんの力を借りながら子育て支援事業を行っておられます。長門市には、そういったお母さんたちが安心して、同じ環境の人が集まって話ができる場所、拠点というものがいないため、今後の本市の子育て支援策のなかで、「安心づくり」に力を入れていかなければならないと感じました。